

目 次

第1号（12月11日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
議案第51号 令和元年度津奈木町一般会計補正予算（第3号）	6
議案第52号 令和元年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	1 1
議案第53号 令和元年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	1 2
議案第54号 令和元年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	1 3
議案第55号 令和元年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	1 5
議案第56号 令和元年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第2号）	1 7
議案第57号 津奈木町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について	1 8
議案第58号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条 例の整備に関する条例の制定について	1 9
議案第59号 成年被後見人等の権利に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整 備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につい て	2 0
議案第60号 津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関 する条例の一部改正について	2 1
議案第61号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	2 1
議案第62号 津奈木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	2 2
議案第63号 津奈木町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	2 3
議案第64号 津奈木町簡易水道条例の一部改正について	2 4

議案第65号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	2 4
議案第66号	工事請負変更契約の締結について	2 5
議案第67号	町道路線の廃止について	2 6
議案第68号	町道路線の認定について	2 7
議案第69号	人権擁護委員の推薦について	2 7
散 会	2 8

第2号（12月13日）

議事日程	2 9
本日の会議に付した事件	2 9
出席議員	2 9
欠席議員	2 9
事務局職員出席者	2 9
説明のため出席した者の職氏名	3 0
開 議	3 4
一般質問	3 4
7番 柳迫 好則君	3 4
1番 宮嶋 弘行君	3 6
6番 橋口知恵子君	4 6
4番 澤井 静代君	6 1
発議第3号 議会改革特別委員会設置に関する決議	6 9
議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	7 1
総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件	7 1
教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件	7 1
閉 会	7 1
終 了	7 2
署 名	7 3

津奈木町告示第68号

令和元年第4回津奈木町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月28日

津奈木町長 山田 豊隆

- 1 期 日 令和元年12月11日
 - 2 場 所 津奈木町議会本会議場
-

○開会日に応招した議員

宮嶋 弘行君	本山 真吾君
上村 勝法君	澤井 静代君
久村 昌司君	橋口知恵子君
柳迫 好則君	村上 義廣君
川野 雄一君	

○12月13日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和元年 第4回(定例)津奈木町議会会議録(第1日)

令和元年12月11日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和元年12月11日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第51号 令和元年度津奈木町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第52号 令和元年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第53号 令和元年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第54号 令和元年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第55号 令和元年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第56号 令和元年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第57号 津奈木町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第58号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第59号 成年被後見人等の権利に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第60号 津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第61号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第62号 津奈木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第63号 津奈木町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第17 議案第64号 津奈木町簡易水道条例の一部改正について
- 日程第18 議案第65号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第19 議案第66号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第20 議案第67号 町道路線の廃止について
- 日程第21 議案第68号 町道路線の認定について

日程第22 議案第69号 人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第51号 令和元年度津奈木町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第52号 令和元年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第53号 令和元年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第54号 令和元年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第55号 令和元年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第56号 令和元年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第57号 津奈木町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第58号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第59号 成年被後見人等の権利に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第60号 津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第61号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第62号 津奈木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第63号 津奈木町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第17 議案第64号 津奈木町簡易水道条例の一部改正について
- 日程第18 議案第65号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第19 議案第66号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第20 議案第67号 町道路線の廃止について
- 日程第21 議案第68号 町道路線の認定について
- 日程第22 議案第69号 人権擁護委員の推薦について
-

出席議員（9名）

1 番 宮嶋 弘行君	2 番 本山 真吾君
3 番 上村 勝法君	4 番 澤井 静代君
5 番 久村 昌司君	6 番 橋口知恵子君
7 番 柳迫 好則君	8 番 村上 義廣君
9 番 川野 雄一君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 久村 庄次君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	副町長	林田 三洋君
教育長	塩山 一之君	総務課長	新立 啓介君
政策企画課長	荒川 隆広君	振興課長	椎葉 正盛君
振興審議員	下川 秀美君	住民課長	吉澤 信久君
ほけん福祉課長	五嶋 睦子君	教育課長	坂本 輝一君
会計課長	財部 大介君		

午前10時00分開会

○議長（川野 雄一君） ただいまから、令和元年第4回津奈木町議会定例会を開会致します。

第4回定例会の開会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

ことしも残すところ半月余りとなりました。議員各位には公私ともに御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会には令和元年度補正予算及び条例の制定など、多数の案件が上程されております。議案の内容等につきましては、詳しく提案理由の説明があると思いますが、議会と致しましては、これらに十分検討を加え、町政運営に反映すべく努力したいと思っております。議員各位には綿密周到な御審議を賜り、適正妥当な議決になりますよう念願し、開会の御挨拶と致します。

ここで、町長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一

言、御挨拶を申し上げます。

本日、令和元年第4回津奈木町議会定例会を招集致しましたところ、議員の皆様におかれましては、全員お元気にて本定例会に御出席を賜り、まことにありがとうございました。

ことしも12月中旬となり、朝夕の気温も下がり、冬らしい季節となつてまいりました。あの夏の猛暑と秋の多雨を考えますと、季節の移り変わりを実感しているところでございます。

柑橘類を見ますと、特産のデコポンの出荷も順調で、加温物は糖度が高く酸が低い、食べやすい味に仕上がっているようです。ことしは熊本デコポンの販売開始から30年を迎え、天皇陛下即位に伴う大嘗祭にも熊本県からデコポンが納められたことから、贈答用の需用が高まることと大変期待しています。

さて、現在、熊本では女子ハンドボール世界選手権が行なわれています。本町の小中学生も応援に行ったようで、世界レベルの戦いにさぞ刺激を受けたことと思います。2次リーグへ進出したおりひめジャパンは、初戦でモンテネグロに敗れた時点で準決勝進出はなくなりました。残り1試合、ルーマニア戦も苦しい試合展開になるかと思いますが、たくさんの応援を武器に、活路を見出してもらいたいと思います。

また、つなぎ美術館では、現在、アーティスト・イン・レジデンスつなぎ2019で招聘しております大平由香里さんの個展が始まりました。町に暮らし、人々や自然と交わりながら製作された日本画を中心とする19点が展示してあります。津奈木に来る1年半前から準備され、今回の展覧会となったとのことで、見る者を圧倒する大作が並んでいます。ぜひ、議員の皆様も御覧いただければというふうに思います。

本定例会に上程致しました案件は、令和元年度一般会計補正予算を初め、会計年度任用職員運用に係る条例、国の人事院勧告による給与条例の改正等が主なものでございます。

十分なる御審議をお願い申し上げます、御挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（川野 雄一君） これから、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（川野 雄一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、7番、柳迫好則君、8番、村上義廣君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（川野 雄一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、さきに開催されました議会運営委員会において、本日から12月13日までの3日間との答申をいただいております。よって、本日から12月13日までの3日間と致したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの3日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（川野 雄一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

9月10日から27日まで、第3回定例会を開催。

9月30日、水俣芦北広域行政事務組合議会定例会が開催され、正副議長出席。

10月1日、熊本県町村議会議員研修会が嘉島町民会館で開催され、全議員出席。

10月15日、南九州西回り自動車道建設に係る要望活動が福岡市で開催され、議長出席。

11月5日から6日まで、水俣芦北地域振興計画及び西回り自動車道建設に係る要望活動が関係省庁で行われ、議長出席。

11月13日、創立70周年記念、第63回町村議会議長会全国大会が東京NHKホールで開催、また同日、県関係国会議員への要望と意見交換が行われ、議長出席。

11月18日から21日まで、議会改革などについて、北海道浦幌町議会などへ行政視察を実施、8名の議員出席。

11月22日、議会広報研修会が自治会館で開催され、4名の議員出席。

12月4日、議会運営委員会を開催。

また、代表監査委員より、10月に実施されました令和元年度定期監査の結果と10月から12月に実施されました例月出納検査の結果報告があっております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第51号 令和元年度津奈木町一般会計補正予算（第3号）

○議長（川野 雄一君） 日程第4、議案第51号令和元年度津奈木町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第51号令和元年度津奈木町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳出の主なものから御説明致します。

今回の補正は、人事院勧告に基づく職員給の改定等を各予算科目にわたり計上致しております。

総務費の一般管理費では、地方公務員法の改正により、令和2年度から嘱託職員にかわり会計年度任用職員制度が開始されますので、その管理運用に係ります総合行政システム改修委託料を追加、企画費では、国道3号を運行します産交バスへの赤字補填として、生活交通維持・活性化総合補助金を追加致しております。

美化事業推進費では、男島公園や赤崎赤尾島の松くい虫防除に係る公園環境整備委託料を追加致してしております。

民生費の社会福祉総務費では、介護保険事業への事務費繰出金を追加致しております。

老人福祉費では、地域密着型特別養護老人ホーム「つなぎの里」や認知症高齢者グループホーム「りんごの里」が非常用自家発電設備を整備するのに伴い、地域介護・福祉空間整備等施設整備国庫補助金が町を通じ交付されますので、その費用を計上致しております。

児童措置費では、前年度の実績により、子どものための教育・保育給付費の国県補助金返還金を計上致しております。

農林水産業費の園芸振興費では、犬瀬地区の樹園地集積に伴う作業道新設への補助金を町かさ上げ分も含めまして計上致しております。

土木費の土木総務費では、竹中地区1世帯分の土砂災害危険住宅移転促進補助金を計上致しております。

住宅管理費では、町営住宅の退去件数の増加により、退去後の修繕料を追加致しております。

教育費の小学校管理費では、体育館の玄関外壁塗装や地震対策としての照明器具、バスケットゴールの落下防止工事を追加致しています。

歳入について御説明申し上げます。

国庫補助金では、つなぎの里等への地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金を追加致しております。

県補助金では、熊本型樹園地集積モデル事業補助金や土砂災害危険住宅移転促進事業補助金を追加致しております。

繰入金では、財政調整基金繰入金を増額致しております。

諸収入では、シルバー人材センターでの一部事業が国庫補助対象外との監査指摘により町補助金の返還金を計上、また水俣芦北広域行政事務組合負担金の前年度精算に係る返還金を計上致しております。

歳入歳出補正総額は5,250万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億3,350万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。歳入は8ページ、9ページ、歳出は10ページから18ページです。

歳出から質疑を行います。10ページ、11ページ、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 12ページ、13ページ、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、14ページ、15ページ。5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） 5番、久村です。

15ページの園芸振興費、熊本型樹園地集積モデル事業補助金とありますが、この補助金の内容の説明を求めます。集積はどのような補助をするのか、また強い要望等があったのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） お答え致します。

場所は、福浜の犬瀬地区にあります樹園地でございます。津奈木町樹園地地区営農改善組合で進めております地区内の園内道路整備を国、県、町の補助金及び農地集積交付金を使って行うために、県と町の定額補助を計上しております。

国庫補助金につきましては事業費の50パーセントで、営農改善組合に直接交付をされます。この予算の中には出てきておりません。

そのほかの財源としましては、農地集積交付金32万円を充当するということとなります。そのために、受益者の負担金はほぼ不要ということになっております。

事業内容につきましては、2.3メートルの園内道が313メートルですね。それから、2メートルの園内道が149メートルになります。

4人の農地所有者の農地を1人の中心経営体へ集積するもので、対象となる農地面積は140.4アールになります。

以上です。

それから、地区からの要請ということでございますが、一応要請があつて行うということでございますので、全体から、全員からの要請ということではございません。それに賛同する方が、その集積に参加されるということになります。

○議長（川野 雄一君） 5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） 5番、久村です。

いい、本当、素晴らしい補助金だと思います。また、今後、そういうのがふえてきた場合、今後どういうふうな、やっぱりこういう補助金とかもらえて、町のほうも出していると思いますけど、こういう補助金絡みのときにこういう体制でまたやっていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 今回のこの事業は、3年間の期間限定の事業になります。今年度が最終年度ということで、この事業自体はもう終了ということになります。

今後、そういう要望等がございましたら適宜検討していきたいと。いろいろな補助金、補助事業がございますので、うちの町に合った補助事業を採択をして実施をしたいというふうに思います。

○議長（川野 雄一君） ようございますか。

○議員（5番 久村 昌司君） はい。

○議長（川野 雄一君） 14、15、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、16、17ページ、ようございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、18ページ。5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） 5番、久村です。

済いません、17ページに住宅管理費があって、工事請負費、丸岡団地1棟屋根防水工事とありますが、これは1棟だけだったのか。また2棟、3棟とあると思いますけど、そのほうはどうなるのか、聞かせてください。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 今回は1棟のみでございます。

○議長（川野 雄一君） 5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） 5番、久村です。

今回は1棟のみという、今後、そのほかの2棟、3棟、残りの2棟、3棟とありますが、それはどうなるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 今回の補修工事は、漏水があったと。漏水といいますか、雨漏りですね。その補修工事になりますので、ほかのところにつきましては、それが発生しておりません。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。4番、澤井静代君。

○議員（４番 澤井 静代君） ４番、澤井です。

１７ページの住宅管理費、需用費の修繕料、撤去後の修繕ということで１１８万９、０００円の説明がありましたが、普通考えますと、撤去後は入居していた人がするというのが一般的な考え方といたしますか、そういうのだと思うんですが、これはどういう場合に町が修繕をしていくのか、そこだけお聞かせいただければと思います。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 撤去をされますと、ほとんど必ずといっていいほど修繕する箇所が出てまいりますので、次の方が入りやすいように、もう退室された場合は、すぐにもう補修工事を行うということでございます。

○議長（川野 雄一君） ４番、澤井静代君。

○議員（４番 澤井 静代君） 入室するときのですね、決まりといたしますか、民間では敷金を納めて、退室するときには自分で修繕をするという形になると思うんですね。町でそこら付近の決め事というのはどのようなようになっているのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 振興審議員、下川秀美君。

○振興審議員（下川 秀美君） お答え致します。

町のほうで、入居者が修理をする部分、それとあと町が修理を要する部分ということを決め事をしていきますので、それに基づいて修繕の費用を分担しております。その基礎になるやつについては、国のガイドラインがありますので、それを基準に行っております。

○議長（川野 雄一君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、１８ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それではもう、歳出全体での質疑はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入の質疑を行います。８ページ、９ページ、質疑ございせんか。５番、久村昌司君。

○議員（５番 久村 昌司君） ５番、久村です。

８ページの県支出金の農林水産業県補助金とあります。くまもとの未来を築く子どもたちへの学校給食支援事業補助金とありますけど、３６万７、０００円、どのようなものかを教えていただければと思います。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 現在、津奈木町で収穫されたお米を使った津奈木のお米プロジェクト

トを進めていくということに当たりまして、流通システムの構築に向けた連携会議や地産地消の取り組みに対し専門家のアドバイスを受けるための講師の謝金、また費用弁償に充てるための県の定額補助ということになります。

○議長（川野 雄一君） ようございますか。

ほかにございませんか。8 ページ、9 ページです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号令和元年度津奈木町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第52号 令和元年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（川野 雄一君） 日程第5、議案第52号令和元年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第52号令和元年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳出の総務管理費で人事院勧告に基づく職員給の改定や外国人在留資格連携に伴う国保システム改修費を追加致しております。

保険給付費では、一般被保険者に係る療養給付費と高額療養費を見込みにより組みかえを行っております。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億400万円で、変更はございません。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳出のみ、6 ページです。質疑ございませんか。6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 6番、橋口です。

6ページの一般被保険者高額療養費とありますけども、これはやっぱり件数がふえているということで、大体どういう方が当たっているのか、お願いします。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、五嶋睦子君。

○ほけん福祉課長（五嶋 睦子君） お答え致します。

一般被保険者高額療養費につきましては、レセプトの80万円以上になった方が対象となります。

平成29年度は約5,134万円、平成30年度は約6,673万7,000円と、30年度は増加しております。今年度も、11月支払いまでですが、3,837万5,000円、支出見込み額を前年度同様として1,000万円を増額をしております。

高額療養費に該当する疾患につきましては、脳血管疾患だったり、あと心疾患で手術を行った方と、特に率が多いのが悪性新生物、がんの方と、あと整形外科等で手術をされた方等が該当していると思われま。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ようございますか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号令和元年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第53号 令和元年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（川野 雄一君） 日程第6、議案第53号令和元年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第53号令和元年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳出の総務費で人事院勧告に基づく職員給の改定と後期高齢者医療広域連合納付金の組みかえを行っております。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,970万円で、変更はございません。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳出のみの6ページです。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号令和元年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第54号 令和元年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（川野 雄一君） 日程第7、議案54号令和元年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第54号令和元年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入では、基金繰入金を増額致しております。

歳出では、総務費で小津奈木地区の漏水の影響による水俣市水道使用料を追加し、老朽化しています水道専用車の購入費を計上致しております。

歳入歳出補正総額は220万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,800万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出、一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ございませんか。5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） 5番、久村です。

歳出のほうで、先ほど小津奈木の漏水があって水俣市の水道使用料がふえたということ、56万3,000円ですね。水源のほうに新たに、あそこの小津奈木3号線横に水源、新たに井戸をして、新しく水が揚げられるようになったのに、まだ水俣市の水道料がなぜふえるのかというのがちょっと余りわからなくて、その辺の説明を求めたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 振興審議員、下川秀美君。

○振興審議員（下川 秀美君） お答え致します。

水俣市の横に新たに水源を設けまして、その水については、今現在、施設のほうに水を入れてあります。

今回、水俣市の水道使用料が上がった原因としましては、5月から先月までに漏水の修理が7カ所ありました。それに伴って修理を行ったことにより、水俣市の水道料がふえたというふうな理由になっております。

○議長（川野 雄一君） ようございますか。5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） 今、津奈木の井戸水のほうは、それじゃあ全然賄い切れないということではよろしいでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 振興審議員、下川秀美君。

○振興審議員（下川 秀美君） 基本的には津奈木の水で賄うんですが、漏水があったときには、1日当たりの量の調整とかありますので自動的に入る関係で、水俣市のほうの水が入ってくるといふふうになっています。

○議長（川野 雄一君） ようございますか。

ほかに質疑ございませんか。8番、村上義廣君。

○議員（8番 村上 義廣君） 8番、村上です。

7ページの備品購入費の中で公用車購入とありますが、153万9,000円。これは、新しく別に購入されたのですか。それとも、何号車かの入れかえなんですか。ちょっとお尋ね致します。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） これは、今まで使っておりましたワゴン車が、エンジンが故障してもう完全に動かなくなったということで、入れかえという形になります。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号令和元年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第55号 令和元年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（川野 雄一君） 日程第8、議案第55号令和元年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第55号令和元年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入では、国庫支出金で保険者機能強化推進交付金を追加し、繰入金で一般会計事務費繰入金を増額致しております。

歳出では、総務費で来年度に第8期介護保険事業計画策定を予定していますので、これに係るアンケート調査費や集計分析業務委託料を計上致しております。

地域支援事業費では、介護予防生活支援サービス費の各種負担金を見込み額により増額致しております。

歳入歳出補正総額は280万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,260万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出、一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ございませんか。6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 6番、橋口です。

7ページの一般管理費の中で、委託料、介護保険事業計画調査集計分析業務委託料ですけども、これは8期にその作成のためのということだったんですが、アンケートというような内容がありましたけども、このアンケートはどういう人を対象にされるのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、五嶋睦子君。

○ほけん福祉課長（五嶋 睦子君） 介護保険事業計画の調査委託料で、委託料の中に、1つが介護予防・日常生活圏域ニーズ調査委託料というので、こちらのほうは65歳以上の要介護認定者以外の方を対象として調査を行います。まず、その調査の委託料で、調査票の作成あるいは集計、報告書作成業務等の委託を行う予定です。

1つが、その65歳以上の方を対象とする調査と、あと、在宅介護実態調査というのの調査も予定しております。こちらのほうは、施設入所者及び新規認定申請者を除く要介護あるいは支援認定者を対象とする在宅の方に対する実態調査の委託を計画しております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 65歳以上ということなんですけども、それぞれ在宅には何人、あと対象者というのは何人、何人というのわかりますか。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、五嶋睦子君。

○ほけん福祉課長（五嶋 睦子君） 65歳以上の方は、10月末現在で高齢者の人口が1,883人ですので、その方たちに対する調査ということになります。一応、対象者としては1,500人、その方たちを予定しております。

あと、在宅介護実態調査につきましては、対象者を一応250人。更新対象者が229と、あと区分変更対象者を21ということで250人、在宅の方を見込んでおります。

○議長（川野 雄一君） ほかに。ようございますか。6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 別な質問。同じ項目なんですけども、質問が違います。

この8期の作成によって、そのアンケートなんかからでもいろいろ出てくると思うんですが、保険料の段階の分析はどうする予定でしょうか。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、五嶋睦子君。

○ほけん福祉課長（五嶋 睦子君） 今回、調査等と行いまして、あとその内容の分析等も委託の中に含めたいと思っていますけど、その中で、あとは町の委員さんたち等の中の検討を致して決定したいと思っています。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。

皆さん、寒いですから、元気を出して、ないならないと大きい声でお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号令和元年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第56号 令和元年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（川野 雄一君） 日程第9、議案第56号令和元年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第56号令和元年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳出の総務費で人事院勧告に基づく職員給の改定と施設費の修繕料の組みかえを行っております。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,640万円で、変更はございません。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳出のみ、6ページです。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号令和元年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第57号 津奈木町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

○議長（川野 雄一君） 日程第10、議案第57号津奈木町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第57号津奈木町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度が令和2年4月1日から施行されます。これに伴い、会計年度任用職員に関する給与、旅費及び費用弁償等を条例化するものです。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） 5番、久村です。

パートタイムを会計年度に変えていくということですが、次のほうもあると思いますけど、今回、そうすることで毎年度どのような給料の面とかも出てくると思うんですけど、その辺も……。

○議長（川野 雄一君） 負担の話ですか。

○議員（5番 久村 昌司君） はい、負担金の話（ ）。（ ）なると思いますけど、どのように変わっていくのかと思いますけど。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、新立啓介君。

○総務課長（新立 啓介君） お答え致します。

今回の会計年度任用職員につきましては、現在、嘱託職員で採用しております方が、大半、この制度に乗っていくということになります。

会計年度任用職員になりますと期末手当の支給が可能になりますので、初年度は1.45ということで約、給与面でいきますと1,000万円ぐらいの増ということになります。2年、3年と、最高2.6月までふえていきますので、1,500万円から3,000万円ぐらいまでの幅で動くんじゃないかと予想しております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ようございますか。5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） 今ちょっと質問したんですけど、後のほうの条例のほうにありま

すので、先読み過ぎて、ちょっと質問が早過ぎたかなと思っております。申しわけありませんでした。

○議長（川野 雄一君） 質問は自由によろございますから、できたら要領よく質問のほう、お願いしたいと思います。執行部も、答えは簡潔に答えるそうですから。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号津奈木町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第58号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（川野 雄一君） 日程第11、議案第58号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第58号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例を改正し、報酬及び費用弁償条例から特別職となれない職種について削除するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第59号 成年被後見人等の権利に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（川野 雄一君） 日程第12、議案第59号成年被後見人等の権利に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第59号成年被後見人等の権利に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

成年被後見人等の権利に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しが行われたため、本町においても同様の措置を講ずるため、関係条例を改正するものです。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号成年被後見人等の権利に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第60号 津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について

○議長（川野 雄一君） 日程第13、議案第60号津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第60号津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

人事院において、国家公務員の給与に関する勧告がなされ、これに基づき、特別職の内閣総理大臣等の改正を行うことから、本町におきましても、国に準じた特別職の改正案を提出しております。津奈木町議会議員の期末手当の支給につきましては、年間の支給割合を現行3.1月分から0.05月分引き上げ、3.15月分とするものです。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第61号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（川野 雄一君） 日程第14、議案第61号津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第61号津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本条例改正につきましても、議員報酬等の条例改正と同様に改正するもので、津奈木町長等の期末手当の支給につきましても、年間の支給割合を現行3.1月分から0.05月分引き上げ、3.15月分とするものです。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第62号 津奈木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（川野 雄一君） 日程第15、議案第62号津奈木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第62号津奈木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

人事院において、国家公務員の給与に関する勧告がなされ、政府においては人事院勧告どおりの取り扱いとする方針が決定されました。本町におきましても、国家公務員の給与等に準じ、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正し、給料月額を平均0.1パーセント増額し、勤勉

手当を0.05月分引き上げ、期末勤勉手当合計4.5月分とするものです。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号津奈木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第63号 津奈木町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○議長（川野 雄一君） 日程第16、議案第63号津奈木町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第63号津奈木町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、御説明申し上げます。

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が「情報技術を活用した行政の推進等に関する法律」に名称が変更されたため、本条例を改正するものです。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号津奈木町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第64号 津奈木町簡易水道条例の一部改正について

○議長（川野 雄一君） 日程第17、議案第64号津奈木町簡易水道条例の一部改正について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第64号津奈木町簡易水道条例の一部改正について、を御説明申し上げます。

水道法及び水道法施行令の一部改正に伴い、指定給水工事事業者の更新手数料を明記するため、本条例を改正するものです。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号津奈木町簡易水道条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第65号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（川野 雄一君） 日程第18、議案第65号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事

務の変更及び規約の一部変更について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第65号熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、御説明申し上げます。

熊本市町村総合事務組規約第3条第1号に規定する退職手当事務に、令和2年4月1日より熊本県後期高齢者医療広域連合が加入するものです。組規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により構成団体の議会の議決を経る必要があります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第66号 工事請負変更契約の締結について

○議長（川野 雄一君） 日程第19、議案第66号工事請負変更契約の締結について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第66号工事請負変更契約の締結について、御説明申し上げます。

福浦漁港物揚場工事については、6月議会において承認を得ておりましたが、工事の施工に伴い、床掘及びしゅんせつ箇所土質状態の変化による施工単価の見直しや、物揚場岸壁の利用形態の変更による防舷材12基の設置を追加しています。また、埋立箇所への土砂搬入は現場内に計画していましたが、荒天時や干満の影響により、港外への土砂流出が懸念されたため、土砂の受け入れ地の変更に伴う運搬費等を追加して実施するものであります。この設計変更に伴い、約

1,100万円の追加を行ない、契約額の総額を1億1,461万6,550円といたしております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号工事請負変更契約の締結について、を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時07分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第20. 議案第67号 町道路線の廃止について

○議長（川野 雄一君） 日程第20、議案第67号町道路線の廃止について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第67号町道路線の廃止について、御説明申し上げます。

道路台帳整備に伴い、起点及び終点に変更が生じたため、津奈木村線、福浦海岸線、頭石線、男島公園線の4路線を一旦廃止するものです。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号町道路線の廃止について、を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第68号 町道路線の認定について

○議長（川野 雄一君） 日程第21、議案第68号町道路線の認定について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第68号町道路線の認定について、御説明申し上げます。

道路台帳整備に伴い、起点及び終点に変更が生じたため、津奈木村線、福浦海岸線、頭石線、男島公園線の4路線を再認定するものです。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号町道路線の認定について、を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第69号 人権擁護委員の推薦について

○議長（川野 雄一君） 日程第22、議案第69号人権擁護委員の推薦について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第69号人権擁護委員の推薦について、御説明申し上げます。

人権擁護委員の川添耕生氏が、令和2年3月31日をもって平成20年就任以来、4期目の任期満了を最後に、御退任されることとなりました。人権擁護委員として12年、基本的人権の救済、普及、高揚に功労されたことに対し、深く感謝申し上げます。

今回、新たに推薦の真野将孝氏は、県立芦北高校等で、人権をテーマとする講師を努められた実績もおありで、人格、識見ともに高く、人権擁護委員として最適と考え、ここに候補者として推薦致したいと思っております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号人権擁護委員の推薦について、を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川野 雄一君） 以上で、本日の日程は全部終了致しました。

本日は、これで散会を致します。御苦労さまでした。

午前11時12分散会

令和元年 第4回(定例)津奈木町議会会議録(第2日)

令和元年12月13日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和元年12月13日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
日程第2 発議第3号 議会改革特別委員会設置に関する決議
日程第3 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
日程第4 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件
日程第5 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
日程第2 発議第3号 議会改革特別委員会設置に関する決議
日程第3 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
日程第4 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件
日程第5 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件
-

出席議員(9名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 宮嶋 弘行君 | 2番 本山 真吾君 |
| 3番 上村 勝法君 | 4番 澤井 静代君 |
| 5番 久村 昌司君 | 6番 橋口知恵子君 |
| 7番 柳迫 好則君 | 8番 村上 義廣君 |
| 9番 川野 雄一君 | |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 久村 庄次君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	副町長	林田 三洋君
教育長	塩山 一之君	総務課長	新立 啓介君
政策企画課長	荒川 隆広君	振興課長	椎葉 正盛君
振興審議員	下川 秀美君	住民課長	吉澤 信久君
ほけん福祉課長	五嶋 睦子君	教育課長	坂本 輝一君
会計課長	財部 大介君			

令和元年第4回定例会

一般質問通告表（令和元年12月13日（金）午前10時）

順番	質問議員	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	柳迫好則	①大泊漁港防波堤局部改修工事について	①平成23年12月・平成27年6月の定例議会で、同じ質問をしています。今回で3回目となります。 大泊防波堤局部改修工事の件ですが、確か平成27年の答弁では、水産物供給機能保全事業の補助金に基づき計画をしています。との答弁がありました。 確かに第9期津奈木町振興計画の後期基本計画には、水産物供給機能保全事業が上がっていて、事業の内訳として、係船護岸実施設計、補修工事、物揚場補修工事とありますが、私がかねてからお願いしていた波止場の補修補強工事は、入っているのか。 また、水俣漁協の反対で、中止となった波止場の延長分は入っているのか、お伺いします。	町長 及び 担当課長
			②中止になる前の計画通り波止場の延長はできないのか。	町長 及び 担当課長
2	宮嶋弘行	①おれんじ商品券・プレミアム商品券の販売について	①おれんじ商品券とプレミアム商品券の販売実績、及び前回との比較を伺います。	担当課長
			②おれんじ商品券とプレミアム商品券が完売できない要因は。また、完売できなかった場合の対応と対策を考えているのか伺います。	町長 及び 担当課長
		②ブロンズマラソン大会について	①来年で、ブロンズマラソン大会が30回目を迎えるが、記念大会として予算の増額は検討してもらえないか。	町長 及び 担当課長
		③改善センター改修について	①今回、改修工事が大々的に行われるが、改修目的と今後の利活用について伺います。	町長 及び 担当課長
②改修の中で、現在避難場所として開設されることが多いため、障がい者や高齢者が避難利用するうえで、トイレを改修すべきと思うが検討されているのか伺います。	町長 及び 担当課長			

3	橋口知恵子	①防災対策の強化について	①災害が発生した時の職員の対応は、正規職員とされている。しかし、非正規職員が5割となっている本町では、正規職員だけで災害に対応するには限界があると考えられる。見直しの検討が必要ではないか。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②本町は、熊本県総合防災訓練を11月24日に実施した。今回は、避難所を開設し、参加した自主防災会は赤崎・平国・福浦と限定されていた。全地区を対象にするべきではなかったのか。今後、残された地区も含め全町で実施することが必要ではないか。	町 長 及 び 担 当 課 長
			③ペットの受け入れは、自治体や避難所によって異なる。飼い主とペットが安心して避難ができる仕組みづくりが急がれている。本町では、ペット同伴の避難所への受け入れはどのようにしているのか。	町 長 及 び 担 当 課 長
		②小・中学校の教職員の働き方について	①教職員の長時間労働が深刻な社会問題となっている。小・中学校の年間標準授業時間数は各何時間で、本町での現行の授業時間数は何時間なのか。予備日を設定している理由はなにか。	教 育 長 及 び 担 当 課 長
			②勤務時間は、バーコードリーダーで把握されているが、正確に記録されているのか。教職員組合のアンケートには、在校時間の正確な記録ができていないという回答がされている。把握されているのか。	教 育 長 及 び 担 当 課 長
			③教職員組合のアンケートで休憩が取れないが88%であるが、改善策を考えているのか。	教 育 長 及 び 担 当 課 長
			④臨時教職員は年々増加している。「欠員」を補うための代替教員数は、退職者、新規採用者、休職者等の人数によって変動するが、本町での教職員定数は何人で、うち臨時教職員数は何人か。業務状況は正規教職員と同じである。正規教職員にすることはできないのか。	教 育 長 及 び 担 当 課 長

4	澤井静代	①食物アレルギー対策について	①平成27年6月議会において同じ質問をした経緯があるが、来春の入学児童で食物アレルギー対策の対応が必要となる児童がいると聞いている。現在、どのような対策を進めているのか。	教 育 長 及 び 担 当 課 長
			②9月議会において給食センターは老朽化しており、ほとんどの機器が耐用年数を過ぎ、故障時には補正予算で対応している。 来年度当初予算から過疎債の対象となるように計画的な更新を検討中である。との答弁だったが、食物アレルギー対策については、どのような考えなのか。	教 育 長 及 び 担 当 課 長
			③子育て支援に力を入れているなかで、食物アレルギー対策も安心して産み育てられる環境づくりの一つと思うが、今後どうしていくのか。	教 育 長 及 び 担 当 課 長
		②河川の整備について	①想定外は通用しない時代になり、自然災害においては常に危機感が必要である。河川の維持管理は防災対策としても重要である。 文化センター横の元の通学道路とその横を流れる川が荒れているが、管理はどうなっているのか。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②観光施設が周辺にあり、景観上も整備する必要があるのではないかと。	町 長 及 び 担 当 課 長
		③職員教育について	①職員の接遇について、あいさつがない、笑顔がないとの声が多く届くが、現在どのような職員教育を取り入れているのか。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②本町以外出身の職員が増えているが、これからは町民とのコミュニケーションが大切になってくると思うが、何か対策があるのか。	町 長 及 び 担 当 課 長

午前10時00分開議

○議長（川野 雄一君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（川野 雄一君） 日程第1、一般質問を行います。

1名につき、質問及び答弁時間を60分以内に制限し、一問一答方式とします。

質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるようお願い致します。また、執行部も、明快かつ簡潔な御答弁をお願い致します。

本日の質問順番をお知らせします。1番、7番、柳迫好則君、2番、1番、宮嶋弘行君、3番、6番、橋口知恵子君、4番、4番、澤井静代君の順番とします。

まず最初に、7番、柳迫好則君の質問を許します。7番、柳迫好則君。

○議員（7番 柳迫 好則君） おはようございます。7番、柳迫好則です。議長の許しがありましたので、通告書どおり一般質問をさせていただきます。よろしくお願い致します。

ことしもまた、台風や大雨などによる自然災害が発生し、河川の氾濫や決壊等で甚大な被害が全国各地で起きてしまいました。

幸い、津奈木町ではこれといった大きな被害もなくよかったです。被災された皆様方に心よりお悔やみとお見舞い申し上げます。

質問に入ります。

大泊漁港防波堤局部改良工事についてですが、平成23年12月、平成27年6月の定例議会で、同じ質問をしています。今回で3回目となります。

大泊漁港防波堤局部改良工事の件ですが、たしか27年の答弁では、「水産物供給機能保全事業の補助金に基づき計画をしています」との答弁がありました。

確かに、第9期津奈木町振興計画の後期基本計画には、水産物供給機能保全事業が上がっていて、事業の内訳として、係船護岸実施設計、補修工事、物揚場補修工事とありますが、私がかねてからお願いしていた波止場の補修補強工事は、入っているのでしょうか。

また、水俣漁協の反対で、中止になった波止場の延長分は入っていないのか、お伺い致します。

○議長（川野 雄一君） 下川審議員。

○振興審議員（下川 秀美君） 御説明申し上げます。

御質問の波止場は、灯台がある防波堤と考えておりますので、防波堤について説明をさせていただきます。

灯台がある防波堤は、延長が33.5メートル、完成が昭和9年3月で、85年経過しており

ます。1点目の波止場、防波堤の補修、補強工事につきましては、平成28年度に水産物供給基盤機能保全計画策定業務で、大泊漁港内の11施設の機能診断調査を実施しました。

本業務の中で、施設の移動、沈下、劣化、損傷状態を陸上からの目視による簡易調査を実施し、その結果をもとに部材の老朽化度の評価を行い、施設の安全性に及ぼす影響度を踏まえて、施設の健全度を評価する機能診断を行いました。

防波堤の評価は、灯台がある先端部分から手前5メートルから10メートルの区間に、1センチもしくは2センチ程度のひび割れ、コンクリートの劣化が発生しておりました。一定期間内に補修を実施しないと、機能低下をする恐れがあると評価されました。

その他の部分については老朽化は認められず、施設の機能は維持している状態です。

補修工事につきましては、本年度より早急に改修が必要な11施設中、5施設について年次計画で改修工事を行っております。

その後、一定期間内に補修が必要な施設、防波堤の改修工事を計画しております。

2点目の防波堤の延長分は入っているのかにつきましては、現在実施している事業は、施設の機能診断を行い、必要に応じて改修工事を実施し、長く施設を使用することを目的で実施しておりますので、本事業では防波堤の延長はできません。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 7番、柳迫好則君。

○議員（7番 柳迫 好則君） それでは、2の質問になりますが、そもそも大泊漁協防波堤局部改良工事は、灯台が建っている波止場から50メートルほど延長する予定だったと聞いています。

でも、対岸の水俣側には養殖場があり、波止場ができれば返し波の影響が心配されるということで、水俣漁協の反対により中止になったそうです。

あれから約27年ぐらいたち、今はもう養殖場もありませんし、水俣漁協の反対もないかと思っています。

また、私が平成23年に質問したころは、大泊には漁船やうたせ船など、多くの船があったんですが、今は漁船の数も減り、厳しいと思いますが、できれば中止になる前の計画どおり、波止場を延長してもらえれば、今のように台風のたびに泊まで船を避難しなくてもよくなると思います。

福浦漁協の工事も、来年度ぐらいで終わると思いますので、今度は大泊漁港の工事に向けて努力していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。町長よかったですら答弁をお願いします。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 答弁の今の振興課の下川審議員のほうから、平成28年度に調査をして、一応機能は維持していると。クラックだけを補修したら、その機能は十分だという今答弁がございました。

そして、その波止場の延長ということで、以前やはり計画がありまして、先ほど柳迫議員が仰せのとおり、水俣漁協の反対といいますか、同意がなくてできなかったという経緯がございますが、今回やはり計画するに当たりましては、私たちがよく上京して、水産庁とかに陳情に参りますけど、これは全国各地1,700地区からほとんどの方がいらっしゃって、予算要求、予算獲得に皆さん鋭意努力されているところでございますが、その中でやはり予算を獲得するのであれば、漁船がふえた、あるいはその漁獲量が上がった、これではどうしても維持できないという計画を出さないことには、非常に難しいだろうなという気が致します。

例えば、家をつくるときに、今は例えば8人家族だったけど、5人家族になりました。今の家よりも大きい家を建てたいと、補助金をくださいと言っても、なかなか説得力がなくてですね、非常にこの難しい。町単独ですという場合も、非常に億の金がかかりますから、非常に私としても残念ではございますけど、今の機能以上確実にするというので、お答えをしたいというふうに思います。

○議長（川野 雄一君） 7番、柳迫好則君。

○議員（7番 柳迫 好則君） 確かに、漁船の数は少なくなり、漁師をする人も減っていますが、港の整備は必要だと思います。

赤崎、平国、合串、福浦の港は整備されましたので、あとは大泊の港だけです。これは、大泊地区の願いでもあるし、防災面からいっても必要な工事だと思いますので、よろしく願います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） 以上で、7番、柳迫好則君の質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） 次に、1番、宮嶋弘行君の質問を許します。1番、宮嶋弘行君。

○議員（1番 宮嶋 弘行君） おはようございます。1番、宮嶋弘行です。議長のお許しがありましたので、先日通告致しましたとおりに、順次質問させていただきます。

ことしも12月半ばとなり、皆様にとっては慌ただしい日々を送られていることと察します。

さて、ことし1年は、よい年となられたのでしょうか。令和元年から先ほどありましたけど、こんなにも政治・経済・災害等で問題が続くのかと思うと、苦痛に耐えがたいものがあります。

ただ、ことし最も明るい話題が、皆さん御存じのラグビーワールドカップが日本で開催され、日本チームがワンチームとして活躍したのが、にわかファンとしてもとてもうれしく感じました。

政治の中でも、ワンチームの言葉が愛用されています。町執行部と議会が目的を持ったワンチームとして、あり続けることを願っています。

私としても、議員として7カ月がたち、町民皆様の負託に応えられるのか、大きな不安とスト

レスが常に背中にのしかかっている状態です。

また、自分の素直な思いを、町長を初め執行部の皆さんに投げかけさせていただき、真摯に答えていただいたことに、心より感謝申し上げたいと思います。

ただ、お互いが津奈木町として町民に何ができるかを思っており取り組んでいますので、今後ともよろしくお願い致します。

1番目の、おれんじ商品券とプレミアム商品券について伺いたいと思います。

おれんじ商品券とプレミアム商品券が、10月より発売されて2カ月以上の日時が過ぎ、現時点での各商品券の販売状況を伺いたいと思います。

また、前回との販売実績も伺いたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答え致します。

町では、おれんじ商品券としまして、国の補助を受け実施しますプレミアム付き商品券と、それにあわせて町単独で実施します地域振興券の2種類を発行しております。

販売実績ですが、12月12日現在、昨日現在ですが、プレミアム付き商品券は、発行予定者数が6,840冊に対しまして、販売数が1,516冊ということで、全体の22.2パーセントが販売実績になります。

地域振興券は、全発行冊数が3,000冊を予定しておりますが、販売数が2,197冊で、全体の73.2パーセントの販売実績になります。

次に、前回との比較ですけれども、2014年の消費税率5パーセントから8パーセントへアップをしましてを受け、2015年に実施しましたプレミアム付き商品券、こちらは1万2,000円分の商品券を1万円で誰でも購入できるというものでしたが、発行冊数は5,500冊で、100パーセントの販売実績となっております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 1番、宮嶋弘行君。

○議員（1番 宮嶋 弘行君） 今データの的に一応伺いましたけど、前回との比較でこんなに反応が違っているのはなぜかについて、販売のあり方そのものが、十分な検討が必要であったのではないかというように感じます。

それで、②について伺います。

おれんじ商品券は、今ありました73.2パーセント、それとプレミアム商品券が22.2パーセントですが、なかなか思うような販売実績として上がっていないようですが、これではいけないと、担当職員がつなぎ温泉四季彩に出向き、11月15日、12月6日、5時半から7時半まで出向いて、33冊販売し努力していることに関しては、非常に感銘しているところです。

そんな中でも、完売できていない要因として、どのようなことが考えられるのか、伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答え致します。

現在、販売期間中でありまして、現段階では完売できない要因や、その対応、対策などは検討致しておりません。

特に、プレミアム付き商品券は、国の制度に基づき全額補助を受け実施するもので、完売できなかったとしても、町への影響は少ないと考えております。

また、地域振興券につきましても、完売を目標にするのであれば、目標数値を下げるなどして、完売目標はクリアは可能です。

ただ、販売することが目標ではなく。地域振興券が町内商工業者の下支えとして、消費刺激策や地域経済の活性化に効果があったのかを検証することが、重要と考えております。

よって、期間終了後には、商工会や地域振興券を取り扱った店舗へのヒアリングや、アンケートの実施、また購入した方の、利用者の声ですとか、購入されなかった方の声も、アンケート等で集め、効果検証を行い、今後の対応を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 1番、宮嶋弘行君。

○議員（1番 宮嶋 弘行君） 今担当課長さんのほうから、ちょっと答弁的に、ちょっと私を感じることは、せっかく販売する冊数というのが、もう決めているんだたら、やっぱりそれは完売するというのが、振興としてやっぱり行き届くような取り組みじゃないのかなというのを、すごく感じるんですけど、やっぱりそういう目的というのは、私たちの考え方とちょっと違うのかなというのが1つあります。

それで、もう一つ、販売実績の内容として、先週末から先ほどちょっと12日の結果で今は言われたんですが、私のデータでは、先週末の購入者のデータ集計を一応伺ったところ、512件、343世帯、券ですから343世帯が買われていると。

そのうちの福浜地区、赤崎、平国、福浦、福浜ですね、そこが81件という、39世帯の方が購入されていると。

特に、福浜地区にとっては、役場までの購入が行きづらかったのではないのかというのが、すごく感じています。町民皆様がもっと購入しやすい、意欲を持っていただけるような内容が必要になっていくんじゃないのかなというのを、すごく感じています。

そういった流れの中で、私個人でおれんじ商品券のみに関してアンケートをとらせていただきました。アンケートの50件弱の方に、一応伺っているんですけど、内容として大体1つの内容

が、もう似たような内容になりましたので、目標としては100件ぐらいを目標に個人アンケートをとろうかなと思ったんですけど、私もなかなかそこまでは行き届かなくて、十分なデータとは言えないと思いますが、参考にしていただきたいなと思っています。

まず、とった内容として、まず購入したか、しなかったかということを一応伺っています。その中に、購入した目的は何だったのか、1割得する、購入目的があった。

購入しなかった方に関しては、別に必要でなかったと。町内店舗、事業所での使用目的がなかった、商品券に魅力がなかった、購入するのが面倒くさかったというような内容で、一応どうだったかということをお伺いしています。

その後、別として今回のおれんじ商品券の発行について、何か御意見をお聞かせくださいということで、一応伺いました。

この中で、一応購入した方と購入しなかった方の御意見をちょっと集約しています。

購入した方に対しては、私のデータでは、29.7パーセントの方が購入しましたということで、一応その中で、その感想の中で、やっぱり購入しても購入店舗が少なかったと。購入された方で、やっぱり1,000円以上の買い物をしないと、使えないのが不便であると。よかったら、500円券も発行してほしい。

購入して、特にやっぱりうれしいという声が聞こえたのは、やっぱり購入目的で結構高額なものを買う予定があったために、今回のおれんじ商品券はすごく助かったと。これはもう本当に私はそう思います。

ただ、やっぱり日常生活の中に、やっぱりその1,000円、それ以上の日常生活に、例えばひとり暮らしの方とか、そんなに食費を多く買わないという方にとっては、1,000円以上というのは、そんなに日常買わないのかなというのもありましたので、500円券というのも本当に検討のあれとしては必要なのかもしれないと。

その購入した方の意見と、今度は購入しなかった方、これに関しては購入しなかった方は、私のデータでは79.2パーセント、だから先ほどの担当課長からありました流れと、大体似たようなデータになってきていると思うんですけど、ただやっぱりこのしなかった理由に関しては、別に必要ではなかったというのと、先ほどの町内店舗、事業所での使用目的がなかった、商品券に魅力がなかった、購入するのが面倒くさかったと。

それに、その他の意見として、やっぱり男性感もあるんでしょうけれど、1割のお得感がなかったと。やっぱりせっかくだから、2割ぐらいは欲しいと。前は2割のお得があったということで、やっぱりそういう内容もちょっとやっぱり魅力がなかったのかなと。やっぱり店舗が少ない、使用期間が短い。

やっぱり先ほどとダブるんですが、日常の買い物が金額が少ないため、別に必要ないと。役場

への購入が行きにくかったと。プレミアム商品券と同じと思っていたというのは、結果的にこれは各自治体、これ全国一斉にプレミアム商品券というのをされたわけですが、やっぱりこれは皆さん各市町村がそうやって商品券ののぼりを立てています。やっぱりそれをおれんじ商品券とプレミアム商品券が、もうごっちゃん感覚になってしまったと。だから、なかなかそのどういふものなのかというのに対して、自分たちには関係ないのかなという方もいらっしゃる。

女性がやっぱり逆に利用しやすいお店が、そんなになかったのかなと。男性の消費税の2パーセントアップの反応が感じなかったと。

先ほどありましたけど、福浦地区の方で芦北町への買い物が多いためと。やっぱり日常聞いたところ、半分は日常的には芦北のほうに行くと、半分は町内で買うというような買い物の、やっぱり生活スタイルがあると。もう一つが、JAでの購入ができなかった。そういういろんな意見を伺いました。

それは、どれにしても内容がそれぞれですから、これは全部が全部その意見を取り入れるわけにはいかないと思います。何点かは検討も必要じゃないかなというのがあります。

ただ、私のほうでまたこれ芦北町において、7月から1割もうかる券として企画販売され、5日間で完売したと聞いています。内容としては、販売箇所を6カ所、参加店に設置し、大型チェーン店、コスモス、ロッキーなども参加いただき、利用者にとっても大好評ですと伺いました。

芦北町での販売の魅力として、まずネーミングのつけ方がはっきり内容を理解できることと、販売システムを6カ所設けたこと。これに関しては、あのおれんじ商品券を先ほど言いましたけど、やっぱりどういふ内容の券なのかというのが、やっぱり単刀直入に理解できていないと、そういうことも一つ原因かもしれない。

芦北のほうは、1割もうかる券としてうたったと。やっぱりもうかるんだという田舎ならではの、そういう単刀直入な表現の仕方もやっぱり必要なのかなというのを、ひとつ感じています。

それと、やっぱり大型チェーン店の参加依頼店等が、町民へのアピールとして大好評だったということですので、今後企画される上での参考として、検討していただきたいと。

また、②の販売できなかった場合の対応と対策は考えてあるのかを、伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答え致します。

先ほども申しましたが、完売を目的としてはおりませんので、うちとしましてはそのできなかった理由というよりも、この振興券がどう町の経済活性化、また商工業者の下支えになったのかというのを、検証したいということで考えております。

また、宮嶋議員のほうでとられたアンケートも、ぜひとも今後の参考にさせていただきたいということで考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 1 番、宮嶋弘行君。

○議員（1 番 宮嶋 弘行君） ダブったみたいですけど、完売はやっぱり目標としてやってもらいたいなど、すごく私はそこだけは強く思っていますので、あのですね、やっぱりそういう形で努力はですね、やってもらえたらと。

ただ、まだまだ完売するチャンスは十分残っていますので、そういった目的はやっぱり最後まであきらめずにですね、やってもらいたいなど。

そういったいろんな流れの中で、今回町長に最後、このおれんじ商品券が振興策として、どんな感想をお持ちかを、よかったら伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 今政策企画課長が申しましたとおり、いわゆる地場企業の育成として主に考えております。完売したほうが一番いいんでしょうけど、完売するのであれば、先ほど全国店のストアとかに使える、あるいは農協とか、そういうのにばんばん使うと、恐らく完売するだろうというふうに思います。

でもしかし、商工会では地元、地元をいかにして育成するか、中小企業ですね、この人たちをいかに育成するかのほうが、ある程度目的があります。これは振興というのですね。

それと、1割お得といいますか、買う人は5枚でも多分足りないですね。まだ買いたい。でも、買いたくない人は、500円にしても多分買わないんじゃないかなと、その積極性がですね、見えてくるかなというふうに思います。

先ほどいろんなアンケートがありましたけども、それは今度のいろいろ結果を見て、そういうのが出てくると思います。それを先ほど政策企画課長が言いましたとおり、いろんなアンケートとして、まだこちらでもとりますから、そういうこと、今度のまた2割とか、それは2割よりも3割がいい、そういう意見が出てきます。

1,000円がいいとか、500円がいいとか、100円でもいいんじゃないか、そういういろんな意見が出てくると思います。一つのこの目的としては、地元の企業、中小企業を活性化させるため、今まで1万円でも2万円でも多く買ってもらうと、たいと、そういうことでやっております。

その大企業にばんばん、それもよろしいでしょうけど、一つの目的としては、そういうふうな一つは恩恵がありますので、これをやって、結果がどうなるかわかりませんが、今まで地域振興券をやって全部売れたと。それをまた今度やってまた試してみるということも、僕は非常によかったのかなというふうに思います。

○議長（川野 雄一君） 1 番、宮嶋弘行君。

○議員（1番 宮嶋 弘行君） 町長の一応御意見を伺ったわけなんですけど、私の感情としては、やっぱり振興という面で、やっぱりどうしてもそれだけの振興となると、残っているんじゃないかと、やっぱりその使うという面が振興だと思います。

ただ、基本的に私も、もう実際利用させていただいて、非常に助かっているわけなんですけど、結果的もう限度を超えてまでも今度は使えないと。もう今は逆に有線放送で「販売しています、販売しています」という案内は受けているんだけど、もう買っている人は買えないし、じゃあそのまま結局その時期を過ぎて終わってしまうのかとなるんじゃないかと、じゃあもう一度買った人もそれじゃ振興だから、あと1万円分は買っていいですよとか、何かいろんな考え方も、またその残すんじゃないかと、もう売れなかったからそれで終わりじゃなくて、振興はそういういろんな振興の検討というの、いろいろあるのかなというのをちょっと感じましたので、ぜひともいろんなその考え方というのは、それぞれですけど、町も一生懸命頑張っていらっしゃいますので、そういった面もいろいろ考えてもらえたらうれしいかなと思っています。

次に、2のブロンズマラソン大会が今回も盛況に終わり、非常うれしく思う次第ですが、来年で30回目を迎える節目になります。20回目のときも、記念大会として世界陸上マラソン銀メダリストで、シドニーオリンピック出場の市橋有里さんと呼び、記念講演等を行いました。

今回も、ふれあい祭り全体の中でもですが、予算の増額、またその特別な節目として、そういう内容で来年度のふれあい祭り、またはブロンズマラソン大会に対して、予算の増額の検討はどうなのかということをお願いしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 教育課長、坂本輝一君。

○教育課長（坂本 輝一君） お答えを致します。

本大会につきましては、つなぎふれあい祭りの一環として、当委員会が事務局となり、ブロンズマラソン大会実行委員会により実施がされております。

そのため、当委員会と致しましては、事業計画や事業費等を確認した上で、ふれあい祭り実行委員会への予算要望等を行っております。

今回質問の予算の増額につきましては、当委員会で事業計画等を確認、検討の上、実行委員会への要望等を行うことになると思います。

そのため、ふれあい祭り全体予算での検討が必要な事項ですので、実行委員会等で総合的に判断されると思います。

以上です。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 関連で。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） ふれあい祭りの実行委員会の事務局としまして、回答をつけ加

えさせていただきます。

事務局としまして、具体的な内容がまだ見えておりませんので、ブロンズマラソン大会の増額分という要求は致しておりませんが、30周年の節目の年に当たりますので、ふれあい祭りの全体予算枠としては、今後の祭りの盛り上がりや集客につながるような事業計画であれば、令和2年度の予算要求を行うこととしております。

20年の、20周年の記念事業ですけれども、水俣芦北振興財団の助成金をいただいて事業を行っております。325万円をプラスして、全体枠では500万円に325万プラスしまして、825万でふれあい祭りを開催しております。

ブロンズマラソン大会にも増額を致しましたし、竹を使ったイルミネーションですとか、ウォークラリー大会、そういったもので事業を膨らませて、今後につながる盛り上がりをつくるということで、申請を上げたところです。

今後もつながるような内容で、またブロンズマラソン大会の計画が進むのであれば、上げられるものと思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 1番、宮嶋弘行君。

○議員（1番 宮嶋 弘行君） 今担当課長さんのほうから、それぞれ内容的にちょっと伺いました。本当に前向きな御答弁をいただいたような気がしています。

そういう節目、節目に対するめり張りっていうのは、必要じゃないのかなっていうのをすごく感じています。

ただ、実行委員会という組織というのが、今言われましたけど、確かに実行委員会が、やっぱりこういう大きな大枠で決め事はすると思うんです。

ただ、その実行委員会、私もちょっと1回入ったことがあるんですが、本当にそこでゼロベースから企画、そういった面からその実行委員会がやっていけたら、私はすばらしい取り組みかなっていうのをすごく感じるんですけど、なかなか実行委員会に出たときに感じることは、もう何かほとんどが内容の承諾を得るような流れの実行委員会が、すごく感じていましたので、そのやっぱり内容的に実行委員会でもしっかりと、そういう皆さんの御意見を、やっぱりいろんな方向から取り入れるような実行委員会になっていただけたら、いいイベントになっていくんじゃないかなっていうのを、すごく感じています。

来年に向けてということになりますので、早目の取り組みが必要だと思いますので、早急の回答をお願いしたいと思います。これに関しては、（発言する者あり）その補足があったらお願いします。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） まだ計画の段階ですから、何と答えていいのかわかりませんが、20回大会でも記念大会をやっているという今回回答がございました。

30回に向けてどうなのかと話、前向きな検討といえますか、各課長がですね、やはりやるからにはですね、何かをやらないことには、ただ30回だからくださいというんじゃなくて、やはりそこで話し合いながらいくのが一番ベターだと思います、ただ30回だから何かやれじゃなくて、これをみんなで話し合って、先ほど実行委員会がありましたとおり、何かやりたいなど、一つでもいいのをやりたいなどと思ったら、やはりそれは計画としていいんじゃないかなというふうに、前向きに考えているところです。

○議長（川野 雄一君） 1番、宮嶋弘行君。

○議員（1番 宮嶋 弘行君） はい、ありがとうございます。これでブロンズマラソンに関しては、ちょっと。

次の3の1、改善センターの改修工事について伺います。

今回、改修工事の計画が予定されています。目的として、今後の利活用を伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、五嶋睦子君。

○ほけん福祉課長（五嶋 睦子君） 今回の改善センターの改修工事関係の予算は、国民健康保険特別会計で計上しております。

国民健康保険は、病気やけがをした場合に安心して医療を受けることができるように、加入者が保険料を納め、医療費の負担を支え合う助け合いの制度です。

国民健康保険は、地域住民の医療の確保だけでなく、住民の健康の保持増進により、将来にわたる住民生活の質の維持向上に努めています。

今回の改善センターの改修の目的は、町の保健事業、健康づくり事業の中心的場として、健康センターとして調理室等の改修を行うものです。

現在、特定健康診査、人間ドック等を実施し、健診結果をもとに特定保健指導や糖尿病、高血圧等の生活習慣病重症化予防のための個別指導、健康教室等を開催しています。

しかし、改善センターの調理室は、約40年前の建設で、空調設備や給湯設備もなく備品も老朽化しており、衛生面の保持が難しい状況にありますので、改修を計画しております。

生活習慣病重症化予防には、特に食事、栄養指導が大事になります。管理栄養士と保健師が連携して、集団や個別の保健指導を行っていく予定です。

また、育児学級や高齢者の給食サービス、スローフード料理教室、ふれあい祭りの炊き出しなどの活用も、現在と同様に行う予定です。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 1番、宮嶋弘行君。

○議員（1番 宮嶋 弘行君） はい、今説明がございました。いろんな面で、今こういう健康センターの名称が言われたんですが、芦北とか水俣、それぞれによその行政機関も、こういう設備というのはやっぱり重要視されているのかなというのをすごく感じています。

先日、12月の広報紙で、つなぎ型スローフード推進事業で、郷土料理の特集がありました。活動の記事を見て、これからこの取り組みがすばらしいことで、津奈木町にある伝統料理が受け継がれていくことが、強く願いたいなど。より多くの町民の方が、これにより調理室とか頻繁に活用されることを期待したいと思います。

それでは、もう2について伺います。

せっかくの改修の中で、現在避難場所として利用、開設されていますので、まず第一に避難される方として、障害者や高齢者の方が利用されることが多いと思います。町として障害者や高齢者には、あけぼの苑やつなぎの里での対応もされると伺っています。

現在の改善センターのトイレについて、もっと利用しやすいトイレにすべきかと思われませんが、検討されているか伺います。

また、追加のお願いとして、玄関のソファ等も買いかえる時期じゃないのかなと思っていますので、あわせて御検討をお願い致します。

じゃあ、いいですね。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、新立啓介君。

○総務課長（新立 啓介君） お答え致します。

今回の改修では、先ほどほけん福祉課長が申し上げましたとおり、調理室をメインに改修を行うものでございまして、トイレの改修は今回の改修には含まれておりません。

議員御指摘のとおり、改善センターは避難所としても使用しておりますので、高齢者、障害者の方が利用しやすい多目的トイレの設置は必要と考えております。

改修には、ある程度のスペースが必要になりますので、既存のトイレで対応可能かどうかも含めまして、今後検討をさせていただきたいと思っております。

また、6月定例会で澤井議員からの一般質問もありましたように、公共施設のトイレ改修につきましては、総合グラウンドとか、赤崎ふれあい広場、御指摘がありましたように、今後優先順位を決めまして、随時改修を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 1番、宮嶋弘行君。

○議員（1番 宮嶋 弘行君） はい、ありがとうございます。前向きな御検討をいただきました。本当にありがとうございます。

今の流れからいって、今後やっぱり人的被害を一番に考えなくてはいけないのかなと思っています。

ます。あつてはならぬが、なくては困るという前向きな御検討をお願いして、これで私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） ここで暫時休憩を致します。

午前10時42分休憩

午前10時47分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、橋口知恵子君の質問を許します。6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） こんにちは。6番、橋口知恵子です。議長の許しがありましたので、先日通告致しましたとおりに、順次質問致します。

町長を初め、担当課長は簡潔、そして明確に進展ある答弁をよろしくお願い致します。

先日、ローマ教皇が来日され、長崎、広島を訪れ、核廃絶を訴えられました。長崎では、「核兵器のない世界を実現することは可能であり、必要不可欠だと確信している」と強調されました。

津奈木町も非核平和宣言の町を宣言しており、昔はあったけども、ことし新しい看板を設置すると言われましたので、総合グラウンドに設置されていたのを見て、本当にうれしく思いました。私も、核廃絶の署名集めに頑張りたいと思います。

最近、全国で地震が発生して、大丈夫かなと心配をしています。その中で、NHKは12月1日から「体感首都直下地震」を想定して、地震が起きてから災害が拡大していく姿と退去方法などをシリーズで放送されました。次々と起こる被害に目を奪われて、恐怖も感じました。首都直下地震は30年以内に起こると予測されていますが、30年以内といってもあしたかもしれない。いいえ、今にも起こる可能性があると言われていています。ぜひとも首都直下地震からは遠い津奈木ですが、活断層による地震が多くなっていますので、危機感を持って、いつ起きても大丈夫だという備えをしていただきたいと思います。強く望んでいます。

それでは、今回は、1、防災対策の強化について、2、小中学校の教職員の働き方についての2項目を質問します。

1、防災対策の強化についてです。

今回で防災対策の強化については第何段かになりましたけれども、再々質問をさせてもらっています。

幸い、津奈木は大きな災害が起きていませんので、何となく津奈木は大丈夫だよねとか、安心しておられるのではないのでしょうか。しかし、想定外での大災害が起きてしまったら、退去できなくなるのではないかと危惧しています。

①災害が発生したときの職員の対応は、正規職員とされています。しかし、非正規職員が5割となっている本町では、正規職員だけで災害に対応するには限界があると考えています。見直しの検討が必要ではありませんか。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、新立啓介君。

○総務課長（新立 啓介君） お答えを致します。

現在職員は71名おります。で、嘱託職員が61名おります。本町においては、先ほどありましたように、これまで大きな災害もなく過ごしてきております。通常の災害、予防も含めてですけれども、避難所対応等、職員で現在対応しているところでございます。

令和2年度より、現在の嘱託職員が法改正によりまして会計年度任用職員と移行致します。それと同時に地方公務員法が適用されてますので、会計年度任用職員についても今後災害対応に当たることが可能となりますので、これまで以上に対応ができるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 今度来年から臨時職員の方が本当に給料面でもいいということになって変わってきますので、いいんですけども、2番で訓練についてもしてますけども、対象地区が3地区だったので正職員で対応できたと思うんですけども、全地区であった場合には本当に対応できなかったと思うんです。今度、令和2年からは会計年度任用職員に移行するということでしたので、その人たちと同様に災害に対応されるということですが、しかし、現時点ではまだ見直しの検討をするにしても、まだ取りかかっていらっしゃらないと思うんです。

ですので、マニュアルづくりとかなんかは、もう来年度、この会計年度任用職員に移行したときには対応できるようなシステムづくりをしていただかなきゃいけないと思うんですけども、それに向けてはいかがでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、新立啓介君。

○総務課長（新立 啓介君） 防災計画の見直しについて、現在、策定をしていますのは大規模災害が発生したときには、他の自治体等からの応援を受けますので、それに対する受援といいますけども、その受援計画が未策定ということで、そちらのほうの受援計画を今年度中に策定を致しまして、災害対応、復旧復興が円滑に進みますように取り組んでいるところです。

今の会計年度任用職員についても、防災計画見直しを図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） わかりました。じゃ、ことし中にできるということで、安心しました。

災害が起きたときは大変でしょうけども、町民の命と財産を守るために本当に尽力していただきますよう、よろしく願い致します。

2019年3月議会で、11月に総合防災訓練を行うと答弁されていましたが、津奈木町全町で行うものと私は期待していました。

②ですけども、本町は熊本県総合防災訓練を11月24日に実施しました。今回は避難所を開設し、参加した自主防災会は、赤崎・平国・福浦と限定されていました。全地区を対象にするべきではなかったのでしょうか。今後、残された地区も含め、全町で実施することが必要ではありませんでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、新立啓介君。

○総務課長（新立 啓介君） お答え致します。

今回の熊本県総合防災訓練は、熊本地震の教訓を踏まえまして、大規模地震の初動期に特に対応すべき事項について、実動訓練、図上訓練を組み合わせながら、防災関係組織、自主防災組織などと連携して、より実践的な災害対応能力、地域防災力の充実強化を図ることを目的に行われております。

震度6強の地震が発生し、津波警報が発令されたとの想定で訓練がありましたので、対岸に面します福浜地区の住民を対象に避難訓練、避難所開設訓練を実施したところです。

今回の避難訓練には、赤崎地区89名、平国地区77名、福浦地区53名、計210名の方が、午前中激しい雨が降りましたが、その中で参加をいただいております。

今回、福浜地区だけでしたけれども、それ以外の自主防災会の会長さんには、図上訓練の中で情報伝達訓練に参加をいただいております。今後、大雨による河川の氾濫であるとか、土砂災害等災害の種別ごとに対応した避難訓練を実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 結構、210人という方が参加されたということで、本当にそれはよかったですと思います。

けども、この熊本県総合防災訓練といえば、何か県がやはり大規模地震想定初動対応を確認するために行ったようなので、ほぼ津奈木というのは、避難訓練をされた方と役場内の図上ですか、そちらのほうがちょっと多かったんじゃないかなと思いますけども、課長が言われたとおり、何か津波を想定されていたということでした。なんですけども、津波というのは赤崎、平国、福浦ということではありません。ほかにも大泊とか、新川、桜戸とか、そういうところにも津波

は来ますので、そういう津波を想定するんでしたら、やはりそういうところも考えてされたほうがよかったんじゃないかなと思います。それによって、やはりその地区の人たちも、ああ、津波はこんななんだということで、わかると思うんですね。

津波というのは本当高台というのが一番基本なんですよね。高台に逃げる。けども、福浦の場合に、今回どうされたのか。私も参加していませんので、わかりませんが、ちょっとお聞きします。津波の場合には、津波が来てから高台のほうに一応逃げるといことはされたんでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、新立啓介君。

○総務課長（新立 啓介君） 今回の訓練では、福浦地区の避難は県道の高台ということで、避難場所を指定をしておりますけれども、今回は公民館に集まっていただいて、その後、学習会といえますか、そういうのをされております。一応自宅から公民館まで避難をする。そういう初動的な訓練に今回は終わって、高台まで避難するところまではいっておりません。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） わかりました。けども、やはり津波ということになれば、もうそのままどういふふう逃げたらいいかというのを、まず自分で避難経路というか、それをまず確認してくださいということですので、そちらのほうをちゃんとその人たちが確認を独自でされているのかという確認も必要だし、そしてあと、高台に逃げた後、津波が去った後に、じゃあ、福浦の避難場所は公民館となっていますけども、あそこはもう津波でやられていますので、そこに実際行くのかどうかというのがありますので、その点をまた検討していただきたいと思います。

で、自主防災は、やはりこの総合防災マップ、こちらのほうに一応書いてあるんですけども、この12ページにあるように、災害時にはすぐに対応できるように実動訓練をしなければいけないとなっていますので、そちらのほうの実動訓練というのが一番身につくものでありますから、そちらのほうをやっぱり全町でやっていただきたいと思います。この点を、今後やっていこうということですけども、町長はどういふふうにお考えでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 今、総務課長が申しましたとおりでございますので、そのように御理解いただければというふうに思います。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 総務課長が言ったんですけども、やはり自分の意見として言ってほしいですね。

それでは、次の質問に入ります。

環境省は災害時におけるペットの救護対策ガイドラインで、災害が起こったときは飼い主はペットと同行避難することが基本としています。しかし、台風19号の避難時に、避難所でのペットお断りをされて入ることができなかつたと聞いています。

③ペットの受け入れは、自治体や避難所によって異なっています。飼い主とペットが安心して避難できる仕組みづくりが急がれているところです。本町では、ペット同伴の避難所への受け入れはどのようにしているのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、新立啓介君。

○総務課長（新立 啓介君） お答えを致します。

本町では、ペット同伴での避難所への受け入れは、現在は行っておりません。2018年2月に発行致しましたこの総合防災マップの15ページに、避難所の利用についてというところに「避難所にはペットが苦手な避難者もいます。ペット同伴の方は飼い主が責任を持って世話を行いましょう」という文言が入っております。ペットも人間同様被災に遭っているわけですから、同伴というのが望ましいと考えております。

本町の避難所の規模また構造や設備等、ペットの飼育場所を確保することが現在難しいと考えております。今後は、飼育管理できるような場所、そういったいい方法がないか検討はさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） やはりペットというのは、もう本当家族同然なんですね。やはり今までの東日本大震災にしても、台風19号にしても、やはりペットが取り残されたままで、後から探すことさえもちょっと大変だということで、飼い主の方はもう涙している感じで、あと、避難所に入るためには、もう断られるということがあったので、やはり自分の車の中で過ごしたりとか、その車の中で過ごしているときにエコノミー症候群が発生して、飼い主様が亡くなってしまふということも見られていますので、やはりペットというのは、もう家族同然ということの考え方で、避難所に連れ込むというのは、やはり今までのそこの災害があっているところのアンケートの結果によっても、やはり鳴き声とか、先ほど言われたアレルギーがあるとか、そういうことがありますので、やはり問題があります。

だけでも、倉敷市の真備町の岡田小学校は、体育館が主な避難場所になっているんですけども、体育館はペット禁止ですけども、別にある教室をペット連れの人専用にして、開設しています。そして、その近くの穂出田町小学校もやはり同じように避難所を設定していますので、やっぱり津奈木の場合には、今の避難所というのは本当にスペース的に狭いので、じゃ、ペット同伴となれば、ほかのところの小学校とかまだありますから、そちらのほうを検討していただければと思

います。

もう本当、やっぱりペットと一緒に避難された方にすれば、今までは車の中だったりとか、あと、行ったとしても自分でテントを立てて外でしたりとか、そんなのがあったんですが、やはりこういう小学校の教室でペットと一緒に、それも雨風に吹かれない屋内のところで一緒に暮らせるというのは本当に幸せですということを聞いていますので、津奈木町もそちらのほうを前向きな返事がありましたので、本当に考えていただくことをありがたく思っています。よろしくお願い致します。

それでは、2番、小中学校の教職員の働き方についてです。

2018年9月議会で、学校週5日制で、夏休み期間が短縮されていいのかという質問をしました。答弁は、夏季休業の短縮は土曜授業分の授業時間数を確保するためということでしたが、そもそも週休5日制にしたから、夏休みの短縮をするようにとはなっていませんでした。その授業時間数が大幅にふえているということが、文部科学省の調査でわかっています。文科省より見直しを求める通知もされていると思います。ということで質問です。

①教職員の長時間労働が深刻な社会問題になっています。小中学校の年間標準授業時間数は何時間で、また本町での現行の授業時間数は何時間でしょうか。予備日を設定しているという理由は何でしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（川野 雄一君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） お答え致します。

まず、小学校の標準時数から説明します。

小学校の年間標準時数は、現行学習指導要領下での総時間数は、第1学年で850、第2学年で910、第3学年で945、第4学年で980、第5学年で980、第6学年でも980ですが、現在、現行の学習指導要領から新しい学習指導要領への移行期で、来年度から本格実施の新しい学習指導要領による外国語活動の授業を先行実施しておりますので、現行では、第1学年、第2学年はプラス15、第3学年から第6学年はプラス35となります。

したがって、第1学年865、第2学年925、第3学年980、第4学年から第6学年は1,050となります。

来年度、令和2年度から始まる小学校の新しい学習指導要領による授業時数は、今述べた時数になりますが、小学校1年と2年の外国語活動のプラス15については、本町の子供のために、外国語に早くからなれ親しませるための本町教育の特色の一つというふうに思っております。

幼稚園でも、保育園でも外国語に親しませる時間はとっていただいております。

ちなみに、ここでいう標準授業時数とは、小学校では、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動の学年ごとの合計授

業時数をいっています。

中学校の年間標準時数は、現行学習指導要領下で3学年とも1,015時間で、その1,015時間で授業を行っています。

次に、予備日の設定についての理由をお尋ねですので、お答え致します。

標準時数しか確保しないで年間の授業を計画した場合、例えば、台風、豪雨、地震、インフルエンザの発生の不測の事態で学校を休校したり、学級を閉鎖したりするような経験を、私たちはこれまでもしてきておりますので、そのような場合に備えて、あらかじめ予備の授業時数を確保し、児童生徒に学習指導要領で決められた学習内容をきちんと教えたいとの思いを持って、年間の授業の計画を立てています。

この時数は、年間を通して計画的に使っていきます。だからといって過分に予備の時数をとっているわけではありません。時数を日数に換算すれば5日程度になるかと思えます。外国語活動と外国語の教科化でふえた35の時数も、このような計画の中で確保しております。

予備時数を確保して年間の教育活動に備えるのは、教えるべき内容を漏れなく教えようという思いを持っているからであります。学校には児童生徒に対して学力保障と進路保障を行うという責任があるからです。

それから、時数確保の手順というのもちよっと御説明しておきたいと思えます。

年間の土曜日、日曜日、祝日と長期休業——これは幾つかありますね——を除いた1年間、月曜から金曜までの平日——教職員の側からいえば勤務日ということになりますね——にどれだけの授業時間が確保できるかを洗い出し、その総数から学習指導要領で求められる教科等の時数と、あと学校行事とか、児童会活動とか、クラブ活動とか、そういうのがあるんですが、の時数を確保し、各学期、各教科領域に配分します。それでも学年によっては時数確保がぎりぎりの場合があるので、先ほども言いましたように、災害時での休校等に備えて、余裕を持たせた時間を確保します。

小学校では新学指導要領で、3年生以上で35時間、時間増があります。時数確保のために夏季休業を短縮したり、日課を工夫して時数を確保しているところです。予備日数というより予備時数を確保して、年間の教育課程に備えるというのは、重ねて申し上げますが、教えるべき内容を漏れなく教えようという思いを持っているからでありまして、学校には児童生徒に対する、先ほども申しましたように、学力保障と進路保障を行うという責任があるという考えのもとに行っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 先ほどちょっと予備日の時間数を、私聞き逃したのかわかりませ

んけども、小学校・中学校とも5日間です。よろしいんでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） 夏休みを短縮しているのは5日間です。それで全体をとっています。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 今はもう全国的には、その標準時間数というのがオーバーしているというのがあったんです。それで、5日間というのもあるんですけども、先ほど教育長が言われました、インフルエンザとか、そして台風とか、何か災害が起きたときには、その分をちょっとプラスしてということでしたけども、それは標準時間時数を超えて教育課程を編成したものの、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により、該当授業時間を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するとされるものではないとされているんですね。

ですから、幾らインフルエンザが起きたとしても、その日数はとれるということですので、そのところをやはりしてもらおうのと、あと、5日間ということでしたけども、今、5日間ぐらいのオーバーということですので、やはりオーバーはしてますけども、平成31年3月18日付の文部科学事務次官通知によつては、学校における働き方改革に関する取り組みの徹底についてということで、各学校の指導体制を整えないままの時間を多くとったということは、それはできないということで、その編成をちゃんとしてくださいということでしたけども、現在、夏休みの5日間だけということなんですけども、やはりそれ以外でもまたとられているんじゃないかと思えます。

違う話を聞いたところでは、現在、中学校は始業式、修了式、また期末試験中にも授業をしています。私たちの時代に、テストのときにしていたかどうかは、していなかったんですが、あと、部活は試験の1週間ぐらい前から大体休んで、その試験に備えてというのがありますが、試験中に授業が入るということは、試験勉強に支障があるんじゃないかと思うんですが、その点はどんなでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） 例えば、始業式の日には授業をしたり、できるだけ子供たちに授業時数を確保しようというのは、やっぱり授業時数が足りないから、精いっぱい頑張って、先ほど言いましたように、年間で月曜から金曜までの先生方でいえば勤務日ですよ。その時間の中でどれだけ時間がとれるかということを生懸命算出するんですよ。そして、その中でもなかなかやっぱり厳しいから、始業式の日には、昔は確かにそうだったです。けども、その日にでも授業は一、二時間でも何かすると。そんなにして少しでも授業を確保して、教えるべきことは教えようというようなことで、やっているわけですよ。はい。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） そうなったときに、じゃ、子供は大変なんですけど、そのする教師というのは、試験が終わると大体採点に入りますよね。だけど、その採点する時間帯もとれないということになるんですけども、授業が入ることでその作業の時間がとれない。あと、とれなかったから、もう時間外になってしまうというので、時間外がふえていくと思うんですね。

そのあと、3学期ぐらいになったら、ちょっと余った時間が出てくるというか、5日間と言われていましたけども、5日間以上にたしか出ていると思うんですね。そこが自習とか、あと教科での、ちょっとここんところ足らんから少しはこの時間を俺にくれとか、各教科の先生がとって、残った予備の日にちをして、その教科を終わらせるというのが当てられると聞いています。

で、夏休み期間の短縮も、教師は2学期に向けた授業というのも、やはり5日間前倒しになってしまったら、その分、授業に対しての準備とか、あと、2学期になったらいろんな行事がありますよね。文化祭とか、いろいろあるので、そちらに向けての、また先生たちの発表会とかもあると思うんですが、そちらのほうで時間をとるとなれば、とれないので、やはりそういう5日間というのを、3学期に余る日にちがあるんだったら、その夏休み期間の短縮をなくして、そして先生たちも有効に使う。で、子供たちも有効に使うということで、ちょっと授業時間数を見直して、児童生徒が、あと先生もですけど、ゆとりを持った学校生活が送れるようにできないかと思うんですけども、そちらのほうはどんなでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 橋口議員に、今、質問の中では教職員の長時間労働が深刻になるとという質問の中で、小中学校の年間標準時間は何時間か。これはお答えになりました。その次に、本町の現行の授業時間は何時間かと。そして予備は今聞かれている。予備費は、自然災害とか、インフルも含むんでしょけど、そのようなときにとってありますよと。そこで一応質問は終わって、その次の質問で2番目に入って、勤務時間等になっている。そこでまた質問されるんじゃないんですか、今のは。もう大分答えは出ましたけど、まだ細かい部分を言っていったら、多分こちらのほうで手持ち資料等もないと思いますので、その辺を考慮しながら、あと一回でまとめていただければと思います。

6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 先ほど議長が言いましたけども、災害のときとか何かに備えているということ。それを見直していただきたいと思います。その時間帯はもう別にとっても大丈夫ということでしたので、その点をじゃ確認を。そこのところは、じゃ、とってもらわなくてもいいように、子供にはちゃんとした余裕のある時間帯をしていただきたい。先生に対しても、そういうゆとりを持って子供に対する教育をしていただきたいと思います。

それでは、2番に入ります。

○議長（川野 雄一君） 教育長、塩山一之君。簡潔に。

○教育長（塩山 一之君） 今言われましたけども、不測の事態というのは、これまで例えば熊本地震なんかがありましたね。ああいうときは物すごく学校は大変ですね。そして、時間もほんと足りないんですよ。それでも一生懸命先生たちは時数、時間を昼をおって、時間をとって、やろうとしていますね。それでもなかなか無理だったところもあるかと思います。

だから、私が今考えているのは、ほんの、予測不能というような言い方をしましたけども、ほんのもう日常あるわけでしょう。台風が来たり、もう今だってインフルエンザがはやっているんですよ。そういった事態に、ああ、もうインフルエンザがあったから、はい、その授業ができなから、もうここはいいと。そういうところじゃないんですよ。

やっぱり私たちは子供たちに一生懸命、先ほどから言っているように、授業を教えたい。教えてやらなくちゃいけない立場に立っているわけですよ。ですから、何もかにも、もう何時間もという意味じゃありません。もう本当に日常、私たちがこれまで経験した、普通の経験ですよ。の状況の中で、対応をするだけの予備日数はとっておきたいと、こういうことです。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 教育長の熱意はわかりました。本当に子供たちもなんせ余裕が今、本当に時間時間に追われてしまっていないということですので、やっぱりそういうところも子供の気持ち、教師の気持ちを考えて、時間をとれるのは、もう災害が起きたら、そのときにどうかなるんです。本当に大変だと思いますが、よろしくお願い致します。

それでは、じゃ、2番に行きます。

熊本県教職員組合は、ことしもアンケート調査を行いました。結果、1人1月当たり45時間以上の方が7割以上となっています。ただ、80時間以上の方が減少している傾向にもあるんですけども、2番、質問です。

勤務時間は、バーコードリーダーで把握されていますが、正確に記録されているのでしょうか。教職員組合のアンケートには、在校時間の正確な記録ができていないという回答がされています。把握されているのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） お答え致します。

勤務時間の記録については、客観的な記録の方法として、本町ではバーコードリーダーによる方法を、小中学校で行っています。この記録の結果については、学校全員と個人の記録が、校長と教頭の確認印を押して毎月、月初めに学校からその結果が上がってくるので、教育委員会で記録の確認をしております。私も当然見ております。

正確な記録ができていないとのことですが、本人がバーコードリーダーを押し忘れるか、機器の故障等がない限り、正しい記録がなされているはずだと私は思います。職員相互で押し忘れが

ないように注意もし合っているということも聞いておりますし、正しい記録についての意識は高いと思います。

かねてから校長を通じて、ありのままの記録を残して報告するように指示しておりますので、正確に記録されていると思っています。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） そこに上がってきた分でしたら、本当にそれが事実にはしかとれないんですね。ですけども、やはり今の現場というのが本当にそれで正確に伝わっているかということで、やはり組合のほうもアンケートをとったと思うんですね。

その中には、私が先ほど言いましたけども、80時間以上の人が減少している傾向にもあるということでしたんですが、それはなぜかと言ったときに、ということもあるんですけども、私のちょっと一つ言いたいの、私も一応このバーコードリーダーじゃなくて、私たちはタイムカードを使っているんですが、タイムカードを使っているある職場のことをちょっとお話をしたいと思います。

この職場では、1日4から5時間以上の残業をしているにもかかわらず、時間外は2時間までしかつけるなど上司から言われて、残業代はボランティア状態だったんです。そこで、心身ともに疲れ果てていたところを労働組合からどれくらいの残業時間があるのかを正確につけさせてほしいという訴えをし、結果、とてつもない時間外が発生していたことがわかりました。ですから、真実の時間を記載させていなかったということが問題になっています。

教育長が言われていましたとおりに、やはり上がってきた時点では、それがもう本当に正解だということなんですけども、中身は本当にそうなのかというのがやはりわからないと思うんですよ。

で、私は、やはりこの、現にアンケートで超勤の時間を80時間以内に抑え、実は、アンケート結果を持っているんですけど、現にアンケートの回答で、超勤の時間、80時間以内に抑えるようにと言われていたという回答があります。これを表に出すというのも本当に勇気が要ると思うんですけども、やはりそれは自分が課せられた、ここまでしても働かなきゃいけない、しなきゃいけないという現場をやっぱりわかってほしいというのがありますので、そういうふうな80時間以内に抑えるようにという指導というのは、やはり教育長はあれですけども、学校の中で行われているのか、それをお願いします。指導されているんでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 暫時休憩致します。

午前11時24分休憩

午前11時26分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） 私は、色んなことが学校ではあります。その時に、それはそのまま上げてくれといっています。だから、それに関して校長さん方も小さいことから色んなことを私に情報をくれます。私は、それは読んでいます。私だけじゃありません、私は色んな情報をくれると私は思っています。ですから、この勤務時間についても、もう本当に昔はもっと多かったですよ。こんな働き方改革が、こういう今、話題になっていますでしょう。それよりも前は物すごく多かったです。

しかし、それでも、まだ先生方、いろんところで時間もオーバーしたのがあります。そのまま出てきています。80を超える場合もあります、100を超える場合もあります。それは出てきています。それを抑えようなどということは、校長もしてないと私は確信しております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） そうですね、指導はされていないということで受け取ります。けれども（発言する者あり）80時間以内にしろということ指導していないということで、はい。そうです。

ということで、そういうふうにしますけども、だったら、そういう指導をされていなかったんだったら、やはりこのアンケートの中に出てくるように、正確に、また教育長が言われたとおりに、もう本当にたくさんの時間をしていたということで、それが正確に出ていたということですが、このアンケートでは、何かそれが出ていない状況ですね。アンケートの中の何がどうだというのを結構詳しく書いてありますので、なんですが、やはりそれが指導していなければ、正確に出てきていたはずなんですが、それが出てきていないということは、やっぱりどこかで抑えている気持ちがあるんですね。もう本当にそれは、やはりその職場でも関係すると思うんですが、中でも土曜日とか、日曜日とか、すごく出ている方が多いんですね。その時間帯というのも記載をされていないので、現場のほうにもちゃんとその土曜日、日曜日に勤務されたならば、ちゃんと勤務をしたように記載させていただくようにお願いします。

あと……

○議長（川野 雄一君） 違う、違う。ごめん、暫時休憩で。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に続き、会議を開きます。

教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） 今いろいろそちらでお話しされましたけども、うちのほうのバーコードの記録については、土曜も日曜も、もうちゃんと記録出ています。数字的にですね。それだけは申し上げておきます。土日、ちゃんと記録してあります。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） それもつけてあるところもあると思うんですが、やはりなかなかそれにつけられないというアンケートの結果でも出ていますので、実際のところ、やはり職員の現場というのはすごく大変なところでありますので、時間のところを正確にまずは記録をさせていただけないかなと思います。で、今までは、教育長はそう思っていらっしゃるかもしれませんが、やはり津奈木町の結果にすれば、何かにつけられないというのがやっぱり気持ち的にもありますので、そこを、先ほど私がある職場の件をしましたけども、そのことのように、やはりそういう意見があるとなれば、じゃあ、今度、全部つけてみなさいって、どれぐらい出るかというのを1回ぐらいは、どういう結果が出るかというのもしてもらったら、ああ、こんなに職員は思っているんだと思うので、その記録を正確にさせていただけないでしょうか、そこをお願いします。

（発言する者あり）いや、津奈木は出ていないということですけども、ですけども、それは教育長が思っていることであって、ですけども、実際のアンケートからすれば、こういう結果が出ています。だから、私のお願いとして、やはりちゃんとした事実の時間を1回はつけさせていただけないでしょうかということをお願いしています。

○議長（川野 雄一君） 暫時休憩します。

午前11時32分休憩

午前11時34分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質問も通告書に基づいて、答弁のほうも簡潔にお願い致します。

6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） じゃ、教育長に今ごと言っていますけども、じゃ、もう一回、私は校長のほうに行きたいと思います。また、それで話をしたいと思います。

じゃ、3番に行きます。

教職員組合のアンケートで、休憩がとれないが88パーセントとなっていますけども、改善策を考えていらっしゃいますか。

○議長（川野 雄一君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） お答えします。

この休憩時間中に休憩がとれないという問題ですけれども、現状、設定された休憩時間にも児童生徒が活動していますし、場合によっては、来訪者、保護者の方や地域の方、いろんな方がお出でになる場合もありますので、気の抜けない環境にあることは確かです。この状況はどの学校もほとんど同じで、これまでも課題でしたし、現に児童生徒を預かっていれば、児童生徒の命を預かっているということで、常に気を張っている状況です。

現状は、校長は緊急やむを得ない場合を除いて、この休憩時間に仕事を指示したり、会議などは極力避けるように気を配っておると思います。働き方改革でこの休憩時間に教職員にかわる人材を入れて、休憩時間を確保するなどの提案がなされていますが、なかなか人材の確保は財政的な面からも、まず難しいところもありますし、かわって児童生徒を見守るとなると、責任の所在はどうなるのかなどの難しい問題があります。ボランティアをお願いするのも、責任の問題でなかなかやっぱり難しいというところがあります。

現在、この問題が全国で論議されておりますので、少しずつ改善策が出てくるのかなというふうには思っております。私も考えたいと思っておりますけど。

地教委としましては、今のところやむを得ない緊急の場合を除いて、休憩時間中の仕事の指示や会議等を開かないように、再度、校長に指示したいというふうに思っています。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 本当ですね。教育長も現役の時代、やはりそういう忙しかったと思うんですけども、でも、それがずっと続いているということですよ、本当に。それをどうにかして改善をしたいというのはありますけども、その改善策をどういうふうにしていくのか。国のほうもちゃんと教師の休憩時間、それがひどくなってくると、もう心身ともにバランスが崩れたとかして大変な状況になりますので、してほしいんですけども、やはり津奈木の場合も、何か小学校の児童が帰るのが16時30分で、そして下校します。教員はその16時45分に終了なんですけれども、やはりあしたの授業のこととか、そしてあと児童のノートとかなんかを見たりとかすることで、やはりその15分間にできないそうです。それを昼休み時間に行ったりとかしてやっているということでした。

子供の事故が起きないようにという、そういう配慮も必要なんですけれども、気持ちが朝から晩までというか、詰まった状態でやっているというのは、教師にとっても余裕がなくなると思いますので、今後、教育長が経験されたとおりに、改善策をなるべく早くしていただきたいと思います。

校長のほうにもそういうふうにして言っていただくということなんですけれども、大変な場所です

ので、子供たちが危なくないように見守っていきたいと思いますが、教職員の方の苦勞を察すると、大変だなと思っています。

あと、それでもやはり教員というのは、もう何で教員になったかといったら、やはり子供たちが好きで教員になったんです。それで、子供たちのために一生懸命、もう精いっぱい取り組んでいて、休暇もとれないとか複数の授業の準備などとか、時間外がふえているんですけども、土日仕事をしなければならないなど、心身ともにバランスがとれなくなって、寝れば壊れてしまうということがありますので、子供たちも精神的な動揺がそのときにはあらわれますから、そういうところを少しでも軽減できるように、改善策をよろしくお願い致します。

そして、次にいきます。

臨時教職員数が増加している大きな要因は、国の施策として公務員の総人件費抑制が行われ、人員削減が進められ、あわせて教育にしか使えない国の補助金が削減されました。総額裁量制が導入され、各県の裁量で定数崩し、正規職員1人のかわりに非常勤職員を2人や3人として配置が行われています。配置状況は、各県によって大きく異なっていますが、質問に入ります。

4番、臨時教職員は年々増加しています。欠員を補うための代替教員数は、退職者、新規採用者、休職者などの人数によって変動しますが、本町での教職員定数は何人で、うち臨時教職員数は何人でしょうか。業務状況は正職員と同じです。正規教職員にすることはできないのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） お答え致します。

本町の教職員定数は、小学校16、中学校15人です。小学校で欠員2、中学校で欠員3。臨時教職員数は小学校で2人、中学校で3人と、非常勤職員の方が1人おられます。

以上です。

それから、正規職員にできないかというようなことですが、正規の教職員になるためには県の教員採用試験を受験し、合格しなければなりません。正規職員にすることはできないかということですが、これは県が決定することでありまして、私にその権限は全くございませんので、これはできません。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） じゃ、今のところ小学校の欠員というのは2人、中学校が3人ということなんですね。定数が決まっていて、先ほど、正規教職員は津奈木町では採用できないということなんですけれども、県教育委員会とか文科省にふやしてほしいということも要望はできると思うので、ぜひとも要望していただきたいと思います。

臨時教職員は担任を持つなど、正規職員と同じ職務を担っているにもかかわらず、臨時である

ことで給与が1級下の格付にされているところがほとんどです。しかし、文部科学省大臣官房審議官も、公立学校教員にも職務給の原則が適用され、都道府県教育委員会が適切な処遇をすることが必要と答弁していますので、県の教育委員会に早急にそれを実施してもらうように要望を出していただきたいと思います。

今回は2項目について、災害に備える新たな対策の必要性や教職員の働き方改革が必要なことなどを質問しました。学校は余裕を持って詰め込まないで、教職員も子供たちも楽しく学習ができる環境にできることを願っていますので、今後また先生たちも大変でしょうけれども、頑張っていることを本当に感謝しています。

今回、ちょっとちぐはぐになりましたけれども、私の質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） 以上で、6番、橋口知恵子君の質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） 次に、4番、澤井静代君の質問を許します。4番、澤井静代君。

○議員（4番 澤井 静代君） 先ほど橋口議員のほうから、こんにちはの御挨拶でしたので、私もこんにちは。皆様お疲れでございます。4番、澤井静代です。議長の許しがありましたので、先日通告書を提出したとおり、順次質問をさせていただきます。

9月議会においても同じような思いをお伝えしましたが、西回り自動車道の水俣インターが3月2日に開通して9カ月ほどが過ぎました。国道3号線沿いで生活をしているものとしましては、昼間の交通量はもちろんですが、夜中の静けさは格段の差があります。高速道路も、トンネルを抜けるとすぐに津奈木インターのおり口になり、案内看板もおり口に入ってからあります。今後交流人口をふやすための努力、仕掛けに知恵を絞り、取り組んでいかないと疲弊するばかりではないかと危惧しているところです。

それでは、早速1番の質問に入ります。

食物アレルギー対策についてです。平成27年6月議会において同じ質問を致しました経緯がありますが、来春の入学児童で食物アレルギー対策の対応が必要となる児童がいると聞いています。現在、どのような対策を進めていらっしゃるのか伺います。

○議長（川野 雄一君） 教育課長、坂本輝一君。

○教育課長（坂本 輝一君） お答え致します。

学校給食における食物アレルギー対応において、最優先すべきことは安全性であります。そのため、毎年食物アレルギーについての調査を行い、アレルギー物質の把握や、どういう症状が出るか、給食での対応が必要な場合は医師の診断書や生活管理指導表を提出してもらい、場合によっては食物負荷試験の実施等を進め、詳細な情報収集に努めております。

また、アレルギー症状や複数の食物の場合には、食物アレルギー対応指針や本町の食物アレルギー対応実施基準により対応することとしておりますが、現在の施設整備の状況や人員の配置等から、当給食センターにおいての対応が困難な場合もあると思います。

来春入学予定児童への対応と致しましては、先日、小学校において保護者との面談を実施し、アレルギーの原因食物が魚であり、症状が出た魚の種類もさまざまで、以前にはだしでも症状が出たということですので、重篤なアレルギーであります。

学校給食において、魚及び魚製品、だしは使用頻度が多い食材であり、アレルギー対応を行っていくことは現在の既存施設整備の状況等から、当センターにおいての対応は困難であるということを保護者へ説明し、理解をいただいたところです。

なお、入学後の詳しい対応につきましては、保護者との連携を密にしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、澤井静代君。

○議員（4番 澤井 静代君） 今、課長のほうから答弁をいただきました。

前回、私が質問したとき、27年の9月議会ですね。この場に立つようになりまして第1回目の質問が食物アレルギーについてだったんですが、当時と全く状況的には変わらない。現在、うちで対応ができるのは除去食というんですか。取り除いたらオーケーという子供さんだけしか対応できない、そのように受けとめていいのかなと今思っています。

今回の子供さんにつきましては、今課長のほうから答弁がありましたように、除去食ではだめ。だしまで気を使う必要があると私も聞いておりました。今後も保護者の方と話をされていくということですが、まだ最終段階、その子供さんがいざ入学を、入学は決めていらっしゃるのでしょうか。今後どのように、結局、最終的にはお弁当になっていくのか、そこら辺は今どの段階まで話が進んでいるのか。わかっていたらお願いを致します。

○議長（川野 雄一君） 教育課長、坂本輝一君。

○教育課長（坂本 輝一君） 今現在は、食物負荷試験の実施を進めておりまして、そちらのほうの提出を待っている状態です。一応保護者さんのほうとはお話し合いをする中では、だしがちょっとかなり厳しいので、今のところは弁当のほうで対応できませんかというふうなお話をしているような状態です。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、澤井静代君。

○議員（4番 澤井 静代君） 本当に食物アレルギーというのは、先ほど答弁の中にも出てきましたように、重篤な場合はいろんな事故もあっておりますので、本当に慎重に、気を使って進め

ていかないといけない問題ではあると思いますが、お弁当になった場合、保護者の仕事上の関係だったり、低学年の場合、1人だけお弁当、そういう場合の気を使う必要もあるのかなという思いでおりますので、でもやっぱり口に入れるもの、食物アレルギーの子供さんにとっては本当に大切なことですので、そこら付近の配慮まで考えていただきながら、今後保護者との話し合いを詰めていただければなという思いでおります。

2番の質問に移っていきますが、9月議会においても、給食センターは老朽化しており、ほとんどの機器が耐用年数を過ぎ、故障時には補正予算で対応している。来年度当初予算から過疎債の対象となるように、計画的な更新を検討中であるとの答弁でした。食物アレルギー対策については、結局、今後給食センターですね。これは平成4年ですか、平成4年3月に竣工されて、もう随分古くなっている状態であります。そして、機器も古いということですが、今後、一応第9期の津奈木町振興計画ですね。後期基本計画の中にも、分野ごとのプロジェクトの教育と文化というところでは、学校給食、調理環境及び衛生管理のための空調設備の整備、食物アレルギー対策のための調理設備整備というのは掲げられてあります。これは、今後町としてどのような方向に進んでいくのか、どのようなお考えなのかを伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 教育課長、坂本輝一君。

○教育課長（坂本 輝一君） お答え致します。

食物アレルギー対応指針においては、調理場の施設整備、人員等を鑑み、過度に複雑な対応は行わないとされており、混入を防ぐために区画された部屋や専用のスペース等において調理し、専用の調理器具を使用し保管するとともに、専任の調理人も必要となります。

食物アレルギー対応においては、対応レベルがあり、レベル1からレベル4までございます。現在、本町におきましては食物アレルギー対応が必要な児童生徒が2名おります。食品の使用頻度、調理作業面等からの対応できる食品も限られておりますが、安全性を確保しながら、できる限りの対応は行っていきたいというふうに思っております。

本施設で食物アレルギーに対応する場合につきましては、改修事業等が必要となり、費用が発生します。そのため、今後の検討が必要であると考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、澤井静代君。

○議員（4番 澤井 静代君） 前回質問をしたときと給食センターを見ておわかりのとおり、変わっておりません。機器を入れかえていく状態であります。そこで、今後この問題はこれからも続くと思うんです。まずは保育園にもアレルギーを持っていらっしゃる子供さんも見受けますし、うちの町として今後どのように進んでいくのか、ここは正念場というんですか、方向性を決めてどのようにしたら解決ができるのか。広域で考えていくとかいろんな方法もあると思うんです。

前回、9月決算なり当初予算なりで審議する中で、人数の確認をさせていただいたりその状況を確認させていただいたり、どうしていくのかということも踏まえながらお聞きをしてきた経緯もありますが、大事なことなんです、これを、建物を建てかえるとかいろんなことになってきますと、予算上の問題が発生してきます。

それと今度は比例して、子供たちの数は減っていく。分野ごとのプロジェクトの中では、児童生徒数の推移を見てみますと、令和5年度、津奈木小学校では児童数が6学級で169人、津奈木中学校では、学級数が5クラスで生徒数が96人です。このようになって、どんどん少なくなっていく中で、施設をつくったり、それも果たしてどうなんだろうというのも出てくるでしょう。そうなるときに、方法として何があるのか、そこら付近は、これは3番に移っていてもいいのかなという思いでおります。

町長にお尋ねをしていいでしょうか。

子育て支援に力を入れていらっしゃる中で、食物アレルギー対策も安心して産み育てられる環境づくりの一つと思うんです。今後、どういう方法が最善なのか、町長の現時点でのお考えがありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 今、澤井議員さんのほうからありましたとおり、全面的にその対策して給食センターをやり変えてというのが一番手っ取り早いのかなというふうに思いますけど、それは予算というものが、高い予算を獲得しなくてははいけないし、計画するにしても児童数が減っていく、クラスが減っていくという中では、かなり難しいのかなという気は致します。そのような中で、全国にもこういう例は多分あるんじゃないかなというふうに思いますし、そういう先駆といますか、先進地あたりはどうやっているのか。例えば弁当でやっていくのか、あるいは病院食みたいにそこにお頼みするのか。そういう方法はいろいろ検討はできるのかなというふうに思います。なかなか難しい、どこでもあるような、これからいろんな生徒さんたちが来ますので、それも総合的に考えながら、ある程度どういう落ちつきができるのかを、保護者もそうですし、一緒に協議をしていきながら、またこちらも勉強していかなければいけない。今のところそういう考えしか私にはございません。

○議長（川野 雄一君） 4番、澤井静代君。

○議員（4番 澤井 静代君） そうですよ。町長がおっしゃるとおりなんだろうなと思います。その中で、前回質問しましたときには、もう芦北町は当時最新式のいいのができていまして、実際芦北町町長の御配慮で見せていただいて一般質問に臨んだんだったんですが、広域での取り組みというのも一つできないのかな。水俣市長、芦北町長ですね。山田町長、そういう広域で話し合いがあるときにでも、給食の問題、いろんな方法が考えられると思いますので、できる方法を

探っていただきたいというのをお願いをしまして、2番の質問事項に移っていきたいと思います。

2番ですが、河川の整備についてです。

平成31年度予算で主要事業の番号68、事業名、河川除草等業務、事業期間が平成31年度から5年間で、全体事業費500万円、本年度予算が100万円と計画されています。12月になり、本年度も残すところ3カ月余りとなり、本年度の計画はどこだったのかなとか、作業の優先順位とかが予算上あるのかななどの思いで、以前から気がかりであった場所が現在も荒れ放題の状態でしたので、今回の質問事項として通告を致しました。

想定外は通用しない時代になりました。自然災害においては、常に危機感が必要であります。河川の維持管理は防災対策としても重要です。文化センター横のものの通学道路とその横を流れる川、染竹川でよろしいのでしょうか。荒れている状態が続いておりますが、管理はどうなっているのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） お答え致します。

文化センター横の河川は、言われるとおりの染竹川ですけれども、この河川は津奈木町の準用河川であります。同時に、熊本県の砂防指定を受けておりますので、町と県の双方で管理しているということになります。

このため、砂防施設である流路溝や護岸等が壊れた場合は、県で復旧施行してもらうことになりますけれども、簡易的な維持管理等については町で行っているところです。

振興課においては、不定期的にパトロールを実施してはおりますけれども、その中で、この箇所は河川内に雑木や雑草が繁茂しておりましたので、伐採や除草をする必要があると判断し、既に業者から見積もりをとり、契約まで終了をしているところです。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、澤井静代君。

○議員（4番 澤井 静代君） 準用河川であり、維持管理は町ということでしたが、もうここ何年か気になっていたんですね。ここってもとは通学道路だし、うちの子供たちが小学校にお世話になっているときにはそこを歩いていました。今はとても人が通れるような状態でもないし、それが何年も続いていて、ここってどういうあれかなって、その下には今度は津奈木川と合流しますし、とても重要な区間になるんじゃないかなという思いがありましたので、お伺いをしました。見積もりまで終わって、業者も決まっているということなので、今年度中にはきれいになると思っ
てよろしいんですね。はい。どうでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 工期も一応決まっております、12月12日から2月10日まで

ということで行っておりますので、早ければ年内に、遅くても来年初めごろには委託業務を発注する予定ということになっております。

○議長（川野 雄一君） 4番、澤井静代君。

○議員（4番 澤井 静代君） 4月の上旬にはきれいになるということでほっとしておりますが、あそこの場合は美術館があり、グリーンゲイトがあり文化センターがあります。2番の質問も絡んで入ってきますが、観光施設が周辺にある中でも、今まであの状態。やっぱりもう少し目配り、気配りじゃないですけど、景観上もあそこは大切な場所だと思うんです。私、皆さんに散策をしてほしい場所の一角ですので、できればもうちょっと小さいうちにとか、そういうところは気を使いながら、今後、工事も進めていってほしい、そう思っていますので、ほかのところも合わせて、皆さんでパトロールをされているという話もありましたが、それがどのくらいの頻度なのか、そういうのを踏まえながら、人が多く訪れる場所はきれいにしながら、先ほどから言っていますように、想定外は通用しない自然災害が多く起きていますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、もう3番に入っていきます。

皆さんには届いているのかわかりませんが、職員教育についてです。

職員の接遇について、挨拶がない、笑顔がないとの声が多く届きます。現在、津奈木町ではどのような職員教育を取り入れていらっしゃるのか伺います。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、新立啓介君。

○総務課長（新立 啓介君） お答え致します。

現在、研修につきまして、全職員を対象としました接遇や電話応対などの研修は、平成29年度を最後に実施をしておりません。その分、個人を対象としまして、サービス向上、クレーム対応などのほか、業務に関する専門研修、ITの研修、また役職等階層別研修を計画的に実施しております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、澤井静代君。

○議員（4番 澤井 静代君） 何ていうんですか、まずは役場内で職員同士の意思の疎通がとれて、楽しい職場、明るい職場であってほしいというのが一番の願ひであります。

そして、コミュニケーションの基礎となるのが挨拶だと思うんです。やっぱり役場の場合は外来、外からお見えになるお客様というのはどうしても1階じゃないのかなと思います。私が思いますのは、まず職員の皆さんに気づきの力を、レベルを上げていただきたい。中央にロビーのほうを向くんじゃなくて、皆さんお互い向き合っただけで座っていらっしやいます。それでも横を、人の気配というのは感じられると思うんですね。だから、まずお客様の存在に気づく、いらっしやっただお客様が存在に気づいて、挨拶と笑顔を届けていただきたい。

第2弾に、お客様の行動に気づき、あれって、何かどこに行ったらいいかわかっていらっしやらないんじゃないかな。やっぱり不安な表情をされると思うんです。そういうお客様の行動はシグナルです。望んでいらっしやることに気づいてほしい。

3番目に、お客様の気持ちに気づく。お客様、どうしてあげたら、何をしてあげたら喜ばれるのかな。想像力を働かせてほしい。この3つの気づき、このレベルを上げていただけるように努力をしていただきたい。

本当に、役場には行きたくない。行ったら全然、声もかけてやらさんもんという声はよく届きます。職員の皆様にはどうかわかりませんが、私たちのところにはよくそういう声が届きますので、やっぱり役場は津奈木町の住民の方たちの安全・安心・幸せを届けていただける場所だと思います。

今後、本当に、職員間でそういう、まず職員間同士のコミュニケーション、挨拶ですね。お互い挨拶を交わす。お疲れさまです、そういう言葉かけ。いろんな、小さいことでも互いに声を掛け合うことがスムーズにできるようになると、ほかのところにも変わっていくのではないかなという思いがありますので、ここにいらっしやる執行部の皆様が中心になって、下の職員を育てていただきたい。そういうふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

2番に移っていきますが、現在の職員採用では、いろんなところから受験をされます。その関係で、本町以外出身の方がふえていらっしやいますね。これからはどんどん人口も少なくなっていくますし、よりコミュニケーションが大切になってくると思います。これについて何か対策はあるのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、新立啓介君。

○総務課長（新立 啓介君） お答え致します。

何か対策がということですが、これといった対策はございませんけれども、現在、町外出身の職員は全体の24パーセント在職しております。皆さん津奈木町が好きで、採用試験に合格し、今現在仕事を頑張ってもらっているところです。当然ながら、最初は土地勘もありませんし、人間関係もわからないと思います。町内出身の若い人でも、地区名とか場所等はわかっても、細かいところまでは知らないだろうというふうに考えております。その点では、出身というのはあんまり関係ないのかなというふうに考えております。

役場の業務は、法令や条例等に基づいて行うものが多いんですけれども、仕事をうまく進めるためには、やっぱり町民とのコミュニケーション、人間関係、これがとても重要なことと認識をしております。そのために早く地域を知り、人を知るために積極的に町や地域の行事等に参加をしていただくが一番と考えております。

実際、町外出身者、若い人を中心に町民体育祭や福祉スポーツ大会、あと夏祭り、ふれあい祭

り等に積極的に参加をしてもらっているところがございます。

また、1番目のところでありましたけれども、今やっている研修というのがオフJTと言いまして、職場外の外部研修でありますので、民間企業でよく行われておりますけれども、OJD、職場内の訓練ということで、上司や先輩が仕事を通して後輩の育成をするということで、これらに待遇等に限らず、仕事のスキルアップ等にも努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、澤井静代君。

○議員（4番 澤井 静代君） 今総務課長がおっしゃいましたように、本当に、あ、津奈木を受験してみようと思って試験を受け、津奈木町の職員になっていただいたことには私自身も深く感謝をし、ありがたいと思います。でも、どうしてもいい仕事につなげていくためには、私の思いの一つであるんですが、いい仕事につなげていくためには情報と人脈、それは大切じゃないのかなと思います。町の職員さんですので、やっぱり住民を知ること、それは大切なことだろうと思います。

公務員は公僕とよく言われます。本当に、先ほども申し上げましたけど、本町の住民の幸せ、住みたくなるまちづくりの力になっていただかなければいけませんので、最後に町長に伺っていきたく思います。芦北町では職員を担当地区に割り振りをされて、いろんな地区の行事とかに参加をするような形をつくられていますが、町長としては、町外出身の職員さんだけではありませんが、若い職員さん、今後コミュニケーションを住民の方たちとより深くしていくための何か思いというのがございましたら、お考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 今、役場を定年された方も、役場にお見えになつときに、今、職員はあんまり知らんもんなどという、こういう声が返ってきます。若い、よそからも、町外からも入っていらっしゃるんで、芦北町のように、区長さんとか、まず区長配付というのがございます。そういう区長配付あたりも若い人にある程度割り振ったり、地区を知ることと、先ほどありましたいろんなイベントに若い人を率先してやらせる。前は、地区にいろんな職員がいて、地区、ある程度そういうのはできたんですけども、今はなかなかそういうのができなくて、一番手っ取り早いのが、言いました区長さんとかで、ある程度そういう、ここにはどういう地区にはどういう区長さんがいらっしゃる。どういう方々と交わっていらっしゃるのかな。まずそれが一つの勉強だろうなというふうに思います。地区を知ること、そこの地区の区長さんを知ることです。大体家がわかると、大体地区名もわかってきて、どこどこ地区からいらっしゃった方となると、ああ、あそこだなとびんとくるようになりますので、それがだんだんコミュニケーションもできてるような気が致します。差し当たってどういうお考えかというのを、今ちょっと思いついた

んですが、そういういろんな、近々と、いろんな団体、あるいは老人会とかあるいは民生委員会、ある程度そういう会合にも積極的に参加させたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、澤井静代君。

○議員（4番 澤井 静代君） 今から、今本当に町長のほうからも前向きな答弁をいただきました。コミュニケーション、やっぱり役場の職員さんたちには本当に大切にしていきたいことです。

地域の人を知らないことには仕事をしていく上でも、町の仕事ですから、先ほど庁舎内だけの仕事というわけにもいかないと思うんです。やっぱり地域に出て、地域を知って、地域の人たちのいろんな思いを聞いていただきながら町政に生かしていただく。そして、私たち議員も一緒に、住みたくなるまちづくりのためにみんなで力を合わせて、町を疲弊しないように、どうにか頑張っていかなきゃいけないという思いでおります。

最初に申し上げましたように、トンネルを抜けたらすぐおり口があります。津奈木は、ありやどぎゃんとこだろうかと思っても、何もなくて通り過ぎてしまう。それがどんどん先までいっちゃったら、あら、うちの町どうなるんだろうってすごく今高速道路を走るたびに私思っています。そういうところも含めながら、みんなで一緒に今後津奈木町がより一層発展していきますように、みんなで力を合わせていけたらなという思いでおりますので、本当に今後ともよろしくお願いを致しまして、今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） 以上で、4番、澤井静代君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第2. 発議第3号 議会改革特別委員会設置に関する決議

○議長（川野 雄一君） 日程第2、発議第3号議会改革特別委員会設置に関する決議を議題とします。

提出者の説明を求めます。1番、宮嶋弘行君。

○議員（1番 宮嶋 弘行君） 発議第3号の提出理由の説明を申し上げます。

全国的に国民の政治への関心が低下し、選挙の投票率の低下が顕著にあらわれています。地方議会には、議員のなり手不足が大きな問題となっており、本町でも4月に行われた町議会議員選挙においては、初めての定数割れとなりました。

このような状況から、議会としては改選直後から毎月議員協議会を開催し、また、11月には議会改革の先進地である北海道浦幌町議会へ視察研修を行いました。

地方分権が進み、地方議会の役割と責任はますます大きくなり、地域の実情に合わせて施策が

求められている中において、町議会の活性化、機能強化は重要な課題であります。

今後は、町民に開かれたわかりやすい議会運営を行い、議会の見える化に集中的に取り組む必要があり、議会改革に関する調査を行うため、議会改革特別委員会を設置するものです。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

宮嶋弘行君ほか2人から提出されました議会改革特別委員会設置に関する決議のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、宮嶋弘行君ほか2人から提出の議会改革特別委員会設置に関する決議は可決されました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。ただいま設置されました議会改革特別委員の選任については、委員会条例第5条第3項の規定によって、橋口知恵子議員、久村昌司議員、澤井静代議員、上村勝法議員、本山真吾議員、宮嶋弘行議員の6人を指名したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議会改革特別委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

特別委員会開催のため暫時休憩します。

午後0時24分休憩

午後0時27分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会改革特別委員会において委員長、副委員長が決定した旨の報告がありましたので、その結果を発表します。

議会改革特別委員長宮嶋弘行君、副委員長澤井静代君。

以上です。

日程第3. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程第4. 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第5. 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（川野 雄一君） お諮りします。日程第3から日程第5までの各委員長からの閉会中の継続調査の申し出3件を一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第3から日程第5までを一括議題とすること決定しました。

お諮りします。日程第3、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件、日程第4、総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件、日程第5、教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件は、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第3から日程第5までは、各委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（川野 雄一君） 以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

これで、令和元年第4回津奈木町議会定例会を閉会します。

午後0時34分閉会

○議長（川野 雄一君） ここで、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、慎重なる御審議をいただき、令和元年度補正予算を初め条例等の全議案について御議決または御同意を賜り、まことにありがとうございました。

会期中、補正予算や条例の審議、また一般質問等で御指摘、御指導いただきました事項につきましては今後に活かしてまいりたいと思います。

さて、令和元年もあと数日で終わりを迎えようとしています。

本年は天皇陛下の即位、元号の改正、さまざまな宮中行事や儀式が次々ととり行われました。とりわけ天皇・皇后両陛下の御苦勞はとひとかたならぬものがあったかと思ひます。

新たな時代は、宮内庁も少し働き方改革を皇室に取り入れていただき、体調に影響がない程度

の余裕をもった公務にさせていただきたいと願っております。

また、本年は消費税増税もありました。

増税対策として本町が発行しているつなぎおれんじ商品券については、ある程度の成果は出ると思いますが、国が発行するプレミアム商品券については、利用率が低迷しており、やはり机上の政策で現場に合っていなかったような気が致します。

令和2年度の国の予算は、過去最大101兆円を超える額となる見込みです。

ただし、税収は低調となる見通しとのことで、多額の負債を抱える中、予算は毎年増額になっていることから、国にも地方以上に再度現場の意見に沿った効率よい予算執行を望みたいと思います。

さて、話は変わりますが、年末にうれしいニュースがありました。

皆さんは、氷川きよしさんが歌うドラゴンボールスーパーのテーマ曲「限界突破サバイバー」という歌を御存じでしょうか。

この曲の作曲者は、赤崎地区出身の岩崎貴文さんで、このたび日本レコード大賞作曲賞を受賞されました。

ジャニーズなどへ数多くの楽曲を提供されている岩崎さんですが、多分津奈木町出身者初のレコード大賞受賞ということで、大変うれしく思います。今後の御活躍に大変期待するところでございます。頑張ってくださいというふうに思います。

最後になりますが、議員の皆様におかれましては、年末にかけ大変お忙しい日々をお過ごしになるかと思えます。どうか、風邪など引かれないう、御健康に留意され、引き続き町勢発展のため御尽力いただき、御指導賜りますよう重ねてお願い申し上げ、御礼の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） 閉会の御挨拶を申し上げます。

令和元年第4回定例会におきまして、上程されました案件につきましては、議員各位の慎重なる審議の結果、全案件、原案のとおり議決を見ましたことは、議員各位の御精励によるたまものと感謝申し上げます。

また、町執行部におかれましては、町勢発展のためにさらなる御努力をいただきますよう、心からお願いを申し上げます。

年の瀬も迫り、寒さも一段と寒くなってまいります。議員各位、また執行部各位におかれましては、健康に十分留意され、体調を崩されないように、町政の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の御挨拶と致します。御苦労さまでございました。

午後0時36分終了

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 川野 雄一

署名議員 柳迫 好則

署名議員 村上 義廣